

# 税制についての租研会員の意見調査結果

(公社) 日本租税研究協会

## 1 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計890人を対象として実施しました。

### (1) 目的

(公社) 日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

### (2) 対象

(公社) 日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計336、通常会員は大学教授・准教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計456、本協会の役員・評議員は98です（単位・敬称を省略させていただきました）。

### (3) 実施期間

平成29年6月16日から7月7日まで。

### (4) 方法

会員意見調査用紙を本協会よりE-mail又は郵便により送付し、回答者より本協会に回答をいただきました。

## 2 会員意見調査の特色

### 1 回収率

全体では24.6%と昨年（23.7%）より若干上昇した。

### 2 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの政策課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として、半数以上の会員が中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）をあげ、財政の健全化も半数近くに上った。これらはいずれも、わが国が抱える最重要課題であり、「租研の意見」において税制改革の基本的視点としているものである。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉—低負担」と言われている。

今後、高齢化のさらなる進行に伴いその乖離が一層拡大することが予想されるなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

- ③今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として、「公平性の確保」が最多であり、この点は本調査においてこれまでも一貫している。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④個人所得課税については、あるべき方向についての意見は分かれている。今後、所得税の再分配機能はどうあるべきか、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討を加える必要がある。
- ⑤法人課税については、税負担の重さが日本企業の国際競争力を弱めるとともに、外国企業の日本への投資の障害になっているとの認識を多くの会員が有しており、近年、法人税の影響が大きくなっているという認識も強まっている。法人実効税率は引き下げられてはいるが、多くの会員がさらなる引き下げ、あるいはその検討が必要ととらえている。
- ⑥消費税については引き上げを容認する意見が多数であり、消費税への期待が大きい。また、すでに立法化が決まっている軽減税率については半数近い会員が廃止を望んでいる。
- ⑦ 地方税については負担増には否定的であり、行政改革の推進とともに、税制の簡素化と徴税効率の向上を望む声が多い。
- ⑧ 地球温暖化対策税の導入については慎重であるべきとする会員が多い。
- ⑨ 税務コーポレートガバナンスについては企業の自主的な取組の尊重と、それを踏まえた当局の適切なアプローチが必要という会員が多い。

- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

## 解 説

### I 財政及び税制全般について

#### 1 経済及び財政政策全般

##### (1) 全般

##### 問1 日本が抱える政策課題について

わが国は、内外の経済・社会環境の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」と答えた会員が60.3%と最多であった。アベノミクスによって日本経済は上向いてきてはいるものの、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。また、わが国の国・地方の長期債務残高は、平成29年度末には1,093兆円（対GDP比198%）になると見込まれ、歴史的、国際的に最悪の水準となっていることから、「財政の健全化」と答えた会員も50.0%に上った。財政健全化への取り組みは国際的な公約となっており、中長期の財政再建計画においても財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があるとの認識である。その他の政策課題として会員が挙げた項目としては、持続性のある社会保障の構築、少子化対策、資源・エネルギー政策などがあるが、会員は財政、経済への関心が大きい。

## (2) 経済及び財政政策

### 問2 財政赤字と財政健全化目標

わが国の厳しい財政状況を放置することは、財政の持続可能性を危うくするとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。また、巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず、世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって、政府は、消費税率10%への引き上げを2019年（平成31年）10月まで2年半再延期するものの、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとした。このような政府の財政健全化の進め方をどのように評価するかたずねた。「高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、2020年度財政健全化目標の達成は困難」と考える会員が53.9%と半数を超えた。

### 問3 財政健全化と経済成長

「経済財政再生計画」では、前提となる経済成長は、中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率（2016～2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%）を経済再生ケースとして財政健全化目標が設定されている。なお、ベースラインケースは名目1%台半ば、実質1%弱の成長率としている。財政再建に大きく影響する経済成長に関する予想をたずねたところ、「ベースライン程度の成長が見込まれる」と答えた会員が49.0%と最多であった。しかし、「高すぎる」と答えた会員も19.6%にのぼった。経済情勢によっては財政健全化目標の達成は困難となる可能性もあることから、さらなる歳出、歳入改革を早期に検討することが必要である。

### 問4 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要との

意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、昨年は「閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図ればよい」が33.5%と最多であったが、今年は「経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する」が34.8%（昨年21.5%）と最多になった。また、「健全化法を制定」も14.7%と昨年の19.5%から低下しており、財政健全化への制度等による統制強化についての必要性を感じる会員は減少している。

### 問5 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが、高齢化の進行にともなった社会保障費の増大に加えて、このままでは財政の累積債務はさらに増大する。こうした中、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答可でたずねたところ、平成29年度予算で32.5兆円に達する「社会保障」が52.9%（昨年56.0%）と最多であった。効率的で効果的な社会保障制度の構築が、国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。また、「特別会計、独立行政法人等」も48.5%であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来の機能への回帰を求めるものと言える。その他にも、「公務員の人件費」、国から地方への財源移転である「地方交付税等」、「公共事業」が削減すべき対象としてのぼった。行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化、国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することを会員は求めている。

### (3) 受益と負担

#### 問6 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」と言われており、このままの財政構造が続くとその乖離が一層拡大すると危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、中福祉－中負担を目指すべき」と考える会員が66.2%（昨年70.5%）と多数であった。「低福祉－低負担を目指すべき」は19.6%、「高福祉－高負担に踏み出すべき」は4.9%にすぎない。

#### 問7 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は42.5%（平成29年度予算，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり、ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が55.9%（昨年59.5%）と半数を超え、次いで、「現状レベルを維持すべき」が23.5%であった。この結果は、前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討する必要がある。

#### 問8 社会保障改革について

「問5 歳出削減」では、会員の社会保障改革に関する意識の強さが表れていた。社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直し

が不可欠である。社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられているもののうち、優先的に取り組むべき項目をたずねた。

「医療の効率化（医療提供体制の改革，医療の無駄排除等）」が48.0%（昨年40.5%）と、年金と入れ替わって最多となった。超高齢化の進行によって医療費の膨張が避けられないなか、医療供給体制の効率化によって医療費を抑えることの必要性を物語っている。今年は第2位になったとはいえ、「高所得者の年金給付の引き下げ」と答えた会員は42.6%（昨年46.5%）にのぼった。これは年金をめぐる世代間格差が拡大していくことや、年金財政がますます厳しさを増してくることが予想される中での判断であろう。しかし、高所得層に限らず全般的な「年金給付の引き下げ」については5.9%にすぎないことから、高齢者層内で拡大していると言われる格差の是正という公正な社会の構築への意識が会員に存在することを表している。また、「高齢者の負担増（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ，介護高齢者の利用者負担の拡大等）」が36.3%と続いた。自己負担率の引き上げは公費負担の抑制にダイレクトに結びつくとともに、保険制度に内在するモラル・ハザードを弱め、医療費や介護費総額を抑えることによって保険財政を改善することになるという判断であろう。

## ② 税制全般

### (1) 税制改正に向けての基本的視点

#### 問9 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。50.5%の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公

平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また、同じ経済状態であるにもかかわらず税負担に差が存在することも避けなければならない。

「簡索性の確保」の30.4%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからない税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

#### 問10 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の63.7%（昨年63.5%）が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行や、グローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位には「国際的に調和の取れた税制度」

(52.0%)が入った。これは、グローバル経済の時代にあって、法人税等の日本の税制がグローバルスタンダードから外れることは、経済活動に対して望ましくない影響を及ぼす可能性があると考えられるからである。第3位は「安定的な税収の確保」(38.7%)であった。これは、超高齢社会における社会保障費の増加や、公共サービスが対個人向けの比重を大きくしていることから、景気に左右されることの少ない税制を求めた結果だと考えられる。格差是正等の他の選択肢は上位3つに比べて重要とする会員は少なかった。こうした政策課題については、

税制以外の手段が存在していることや、会員が経済の活性化と財政再建を重視していることを表している。

#### 問11 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ、どの原則を重視するかは時代によって変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況（国税・地方税計）は、平成28年度（予算ベース）で、所得課税が30.9%、法人課税が21.7%、消費課税が33.7%、資産課税が13.7%という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造をどのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税をより重視する」（フランス型）が39.7%、「消費税、所得税をより重視する」（ドイツ、イギリス型）が34.8%と拮抗した。「所得税をより重視」（米国型）や、「現状維持」を支持する会員は少ない。いずれにせよ、所得税と消費税という2つの基幹税が持つそれぞれのメリットを活かしながら、デメリットを補完する税体系の構築によって、今後の社会保障費の増大を受け止め、財政再建を果たしていくことの重要性が示されたと言える。

## Ⅱ 各税目

### ① 個人所得税

#### (1) 税収調達機能と所得再配分機能

#### 問12 個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が39.7%（昨年36.0%）と最多であり、「増税」あるいは「減

税」が必要と答えた会員は少なかった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であるが、今後の税制としては現状を妥当とする傾向が見られる。しかし、現状維持と答えた会員も全体の半数に満たず、個人所得課税については今後さらに検討を重ねるべきであると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

### 問13 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されている。所得税制における税率構造と適用ブラケットをどのように考えるかをたずねたところ、「納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が29.9%（昨年39.0%）と最多であった。「現行の税率構造等を維持すべき」が22.5%（昨年21.0%）、また、現行の最高税率（45%）を「ブラケットはそのまま、50%まで引き上げるべき」が21.1%（昨年20.5%）、「現行の最高税率はそのままに、ブラケット数を増やし税率の刻みを小さくする」が15.2%（昨年19.0%）であった。会員の多くが、税率構造とブラケットの見直しが必要と考えているものの、税率構造とブラケットは所得再分配という価値判断の領域に関係することから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

### 問14 所得税制による所得再分配効果

累次の減税で所得税が持つ再分配機能が低下しているとも言われている。そこで、所得税の再分配効果についてたずねたところ、「所得税制による所得再分配効果は、経済に対する歪みが少なく、垂直的公平の観点からも望ましい」と答えた会員が37.3%と最も多かったが、「所得税制改正で、再分配効果が出ているので、現行制度を継続する」も27.5%であった。問13の回答とあわせ、所得税の再分配機能のあり方については今後さらに検討を加える必要があると

言える。

### (2) 所得控除、税額控除等

#### 問15 給与所得控除のあり方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①給与所得控除の上限設定、②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直しがなされたが、さらに、給与所得控除については、平成28年は年収1200万円を越えると230万円、平成29年以後は年収1000万円を超えると220万円に固定とされた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、「給与所得控除は、現行制度のままでよい」が32.8%と最多であったが、「日本の給与所得控除は、欧米諸国に比較して非常に大きな所得控除となっている制度であり、家族構成などの人的事情に応じた負担調整に段階を追って調整していく必要がある」が28.4%、「高額な収入となる役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、他の所得との負担の調整上、給与所得控除は減少させる」が22.5%と続いた。このように、給与所得控除のあり方についての会員の考えはまとまっていない。

#### 問16 公的年金等控除

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設けるべき」と

答えた会員が62.3%（昨年62.0%）と多数であった。超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

#### 問17 所得控除の在り方

現行税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じて各種の控除が設けられており、税率と並んで税収調達機能や再分配機能に大きな影響を与えている。政府においては、(i)夫婦共働き子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てでき、(ii)格差が固定せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える、個人所得課税改革を行うこととした。所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えるかを、複数回答可でたずねた。「現状のままでよい」と答えた会員は16.7%（昨年19.5%）にすぎず、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」が31.9%、「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化する」が27.9%と、改正の必要を感じている会員が多い。ただ、所得税における控除のあり方については、いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はなく、租税理論上公平な所得税制を構築するためにも、控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

#### 問18 配偶者控除

配偶者控除の在り方について議論が進んでいる中、平成29年度税制改正では配偶者控除等の所得制限が手当てされた。これらを踏まえ、どのような案が最も望ましいと考えるかをたずね

た。「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入（配偶者控除に代え、配偶者の収入を問わず夫婦で一定額を控除）」が28.4%と最多であったが、「現行の制度を維持」が19.1%、「配偶者控除の廃止（配偶者控除の全廃）」が17.2%と続いた。配偶者控除について何らかの見直しの必要性を感じている会員は多いものの、どの改革案も圧倒的多数とは言えず、改正に当たっては十分な検証と議論が必要である。

#### (3) 金融所得課税の一元化

##### 問19 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能などころから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平成25年度税制改正では金融所得課税の一元化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった（平成28年1月1日から適用）。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する」と答えた会員が46.1%と最多であった。次いで、「現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する」が28.4%であり、「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は17.6%にとどまった。金融・資本市場の国際競争力の強化によって、資本の国際流動性を確保し、日本経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化が必要と考える会員が多い。

##### 問20 株式配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げの場合には、個人所得課税における株式配当や株式

譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ、「金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけではなく、資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が41.7%と最多であった。また、「大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない」も37.7%であり、多数の会員が引き上げには反対している。

## ② 法人税

### (1) 法人実効税率と課税ベース

#### 問21 法人税改革

法人課税については、平成27年度及び28年度に、グローバル化の展開の中「成長志向の法人税改革」として、税収中立の下で課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られ、平成29年度改正では「第4次産業革命に対応した研究開発税制や事業環境整備」などが整備された。このように法人課税改革は進んでいるが、今後の法人税について重要と考えられるものを複数回答可でたずねた。「法人実効税率」が50.0%と最多であり、「移転価格税制」が29.4%、「課税ベース」が27.9%、「欠損金」が22.5%、「研究開発支援税制」が21.1%と続いた。改正が相次いで行われたものの、法人税には依然として課題が積み残されていることを表している。

#### 問22 実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を与えるが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。諸外国と比較して税率に差異がある場合、企業行動にどのような影響を与えるかを複数回答可でたずねたところ、「国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が44.1%（昨年45.5%）と最多であり、「市

場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」は20.6%にすぎなかった。このように、法人税は日本国内での企業行動にマイナスの影響を及ぼしていると考えられる会員が多い。

#### 問23 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が59.8%（昨年59.5%）に達した。この回答は、他の要因が日本での企業活動にとってより厳しくなる中で、法人税負担の影響があらわれやすくなってきたと考えられる。

#### 問24 法人実効税率の水準について

平成28年度税制改正により、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度29.74%に引き下げられた（平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%）。「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（25%程度）まで、さらなる引き下げを行う」と答えた会員が39.7%と最多であった。また、「当面は欧州並み（30%弱）に引き下げられたので、今後は動向を踏まえて段階的に引き下げること検討する」と答えた会員も36.3%にのぼった。一方、「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準（法人実効税率30%弱）となったので、現行水準でよい」は11.3%にすぎない。法人実効税率は引き下げられてきてはいるが、今後もさらに引き下げのべき、あるいは引き下げを検討すべきと考えている会員が多数である。

#### 問25 課税ベースの拡大

我が国の税制において法人税が大きなウェートを占めていることから、法人実効税率の引き



下げに際しては、法人税収が減少することへの対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大が行われてきた。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われている。こうした実態を踏まえ、法人税の課税ベースのあり方をどのように考えるか、たずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない」と答えた会員が38.2%と最多であった。ただし、「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」が18.6%、「税率を引き下げ場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない」が17.6%と、実効税率の引き下げにともなう課税ベースの拡大については会員の意見は分かれている。

#### 問26 受取配当の益金不算入

法人の受取配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱うべき」と答えた会員が60.8%（昨年66.0%）に達した。法人税が所得税の前取りである限り、法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

#### 問27 繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の

65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）られた。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする」と答えた会員が43.1%と最多であった。また、繰越欠損金の規模については、「繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる」とする会員も35.8%にのぼった。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であり、繰越期間、規模（割合）ともに改正が必要と考える会員が多い。

#### 問28 中小法人税制の見直し

資本金が1億円以下のいわゆる中小法人については、一律に15%の軽減税率（800万円以下の所得に対して）の適用があるほか、多くの優遇措置が講じられている。平成29年度改正において一部見直しが図られたが、こうした中小法人に対する措置についての考えをたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す」が40.7%（昨年57.5%）と最多であった。そして、「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直す」が31.9%と続いた。このように、優遇措置を受ける中小企業者の範囲等、中小法人に関してはさらなる見直しが必要とする会員が多い。

#### 問29 研究開発税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要である。世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いているが、アベノミクスにおいても、民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「強い経済」、「成長による富の創出」を実現するため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が重要な政策となっている。そこで、研究開発税制についてどのように考えているかをたずねたとこ

ろ、「研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする」と答えた会員が29.9%、「研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長による富の創出」のために積極的に拡充する」の27.0%が続いた。多くの会員が研究開発支援税制の必要性を主張し、しかも、必要性を指摘する会員の比率は高まっている。大多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識しているが、このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、経済の持続的な成長力を強化するためには、生産性を向上させるためにも不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

## (2) 法人関連税制

### 問30 連結納税制度の改正

各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、現在もなお連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」が58.3%（昨年57.0%）、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」が49.0%（昨年56.0%）と、約半数の会員が改正すべきと答えた。また、「法人事業税、法人住民税への導入」も40.7%（昨年38.0%）と高い比率であった。企業にとって経営形態の変更など環境変化への対応は重要であり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

## (3) 企業会計と法人税法との乖離

### 問31 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への接近にともない

企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされている。そこで、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が48.0%と最多であり、「収益認識基準」が46.1%、「引当金、偶発債務、偶発資産」が32.4%、「有形固定資産」が29.4%と続いた。

### 問32 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う」と答えた会員が56.9%と最多であり、「所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する」の24.5%が続いた。「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は14.7%と少数であった。確定決算主義は調整を加えながら維持していく必要があることを示している。

## (4) 税制の予測可能性

### 問33 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、62.3%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）」の39.2%、「組織再編税制（クロスボーダー）」の30.9%、「恒久的施設（PE）」の28.4%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係である

ことを結果は示している。

### ③ 国際課税

#### 問34 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「源泉税の免除等の促進」と答えた会員が52.0%と最多であり、「投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進」の45.1%が続いた。経済のグローバル化が進展する中、経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり、そのためにも租税条約の締結・改正を会員は求めている。

#### 問35 移転価格税制

BEPS 最終報告書を踏まえ、移転価格税制も文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しが行われ、平成30年度改正では所得相応性基準の導入が検討されているところであるが、我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれかを複数回答可でたずねた。「文書化等に関する事務負担の軽減」と答えた会員が58.8%と半数を超えた。その他、「相互協議の円滑な推進」の44.6%、「事前確認制度、事前相談体制の強化」の37.7%、「国外関連者基準50%以上を50%超に見直し」の29.4%、「無形資産に関する取扱いの明確化」の28.4%などが主要なものとして挙げられた。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

#### 問36 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）

我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、従来の仕組みを活かしつつ取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての合理性の向

上が図られたところである。新制度の基本設計と今後の適用に関し、どのような評価や問題に関心を持っているかを複数回答可でたずねた。

「平成30年4月以降開始の子会社の事業年度から適用を開始するまでに、多くの通達や解説などのガイダンスを望む」と答えた会員が44.6%と最多であり、ほぼ同数の会員（42.2%）が、「BEPS プロジェクトの議論を踏まえた本改正については評価できるものの、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は多いと感じる」と答えた。また、「所謂推定規定が導入され、申告にかかる不確実性や事務負担の増加が懸念される」（33.3%）、「従来の仕組みを活かしてはいるものの、制度が大きく変更になったことから、納税者の予見可能性については不安が残る」（31.4%）といったように、新制度に関しては適用の過程で懸念を感じている会員が多い。

#### 問37 BEPS

BEPS 最終報告書について、我が国でもこの成果を国内法又は租税条約に反映する取り組みが始まっているところであるが、基本的な姿勢や具体的な事項についての意見や要望を複数回答可でたずねた。「国際課税原則の新たな導入により、納税者や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とする」と答えた会員が68.6%にのぼった。また、半数を超える会員（57.4%）が「国際課税については、不透明、不透明な分野が多いことから、日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように、予測可能で法的安定性のある制度にする」ことを要望している。以上の結果は、国際的なルール作りと、運用の簡素・簡略化が課題であることを示している。

### ④ 消費税

#### (1) 消費税率の引き上げ

#### 問38 消費税率引き上げ

消費税率引き上げが平成31年10月に予定されているが、この引き上げをどう考えるかたずねた。「消費税率は必ず引き上げる必要がある」と答えた会員は63.2%に達し、「再延期もあり得る」は25.5%にすぎなかった。我が国の財政状況の厳しさを受け止めての回答である。

## (2) 消費税の引き上げと使途・軽減税率について

### 問39 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

消費税率は、平成31年10月から10%に引き上げられることとなったが、社会保障費の増大を勘案すると消費税率のさらなる引き上げが必要とも考えられる。そこで、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定して、将来的に税率はどの程度が妥当かをたずねた。「現状維持(8%)」と答えた会員は7.8%にすぎず、大部分の会員が消費税率の引き上げを必要と感じている。しかし税率水準については、「13~15%」が20.6%、「20%」が20.1%、「10%」が16.2%と、会員間で意見は分かれている。

### 問40 使途及び目的税化

税制抜本改革法では、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。この点についてどのように考えるかをたずねた。「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」が36.3%と最多であったが、「税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対」と答えた会員も33.8%にのぼった。ただ、「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、使途は限定する必要がある」が23.5%であり、税率引き上げのための現実的な対応と、歳出膨張の歯止め効果に期待して、消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多くなっている。

## 問41 軽減税率の適用

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率が標準税率に統一されていることである。その結果、消費税の負担は逆進的となるが、税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし、税率の引上げによって、逆進性緩和あるいは低所得層対策の必要性が指摘され、本協会が逆進性対策として「問題あり」と指摘してきた軽減税率制度が立法化された。そこで、軽減税率制度についてたずねたところ、会員の半数近く(49.5%)が「軽減税率を廃止する」と答えた。

## (3) インボイス制度

### 問42 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が制度化された。インボイス制度の導入についての考えを複数回答可でたずねたところ、「事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要」が45.1%と最も多く、導入に関して簡素化の工夫が必要とする会員が多い。

## (4) 消費税の転嫁

### 問43 消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、そのためには、転嫁が円滑に行われる必要がある。そこで、円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには、どのような対策が有効かをたずねた。「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」が36.3%と最多であり、「不公正な取引の検査、監視の強化」が23.5%となった。また、「国民に対する広報の徹底」が20.1%であり、消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

## ⑤ 地方税

### (1) 地方税の在り方

#### 問44 地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうしたなか、地方税についても充実・強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実・強化は税源移譲によって行う」と答えた会員が56.9%と半数を超え、「地方税を増税する」は4.9%にすぎなかった。また、「地方税負担は増やすべきでなく、財政支出の削減で対応する」が26.0%にのぼった。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しと、地方行政改革を会員は求めている。

#### 問45 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地方自治体の安定的な財源の確保と、地域間の財政力の格差を是正する方法として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして、地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があるが、この点についてたずねたところ、「どちらとも言えない」が45.6%と最多であり、「賛成である」が35.8%と続いた。「反対」は10.8%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

#### 問46 地方税のあり方

地方税のあり方としてその他に賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が71.1%（昨年64.0%）と多数であった。地方税は多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。そして、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する」の

31.9%（昨年32.5%）、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直しする」の27.5%（昨年32.0%）が続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準税率を上回って課税する超過課税も法人対象に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要があることを調査結果は示している。

### (2) 個人住民税

#### 問47 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答可でたずねた。「前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する」と答えた会員が38.2%、「応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げる」の32.4%が続いた。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

### (3) 法人住民税・法人事業税等

#### 問48 法人住民税・事業税

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答可でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる」と答えた会員が69.6%と最多であり、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が

併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化する」の58.3%がこれに次いだ。地方分権改革において地方の充実や課税自主権の強化は重要だとしても、納税環境や税の基本原則の一つである簡素性に照らして検討を行う必要性を調査結果は示している。

#### (4) 固定資産税

##### 問49 固定資産税

固定資産税のあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止する」が67.6%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認める」と答えた会員も36.3%にのぼった。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

## ⑥ その他の税制等

#### (1) 環境関連税制

##### 問50 地球温暖化対策のための税

政府は、環境関連税制等のグリーン化は低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な政策であり、また、地球温暖化対策税を有効活用して、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を実施していくこととした。そこで、地球温暖化対策税制についての考えをたずねた。「環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」と答えた会員が38.2%、「地球温暖化防止は、全世界が取り組むべき課題であり、環境、省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指す」の29.4%が続いた。また、「日本では既に省エネ

技術など世界最高水準を達成している一方、エネルギー政策の見直しにより、化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において、地球温暖化対策税は、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、見直しが必要」と答えた会員も22.5%にのぼった。これに対して「地球温暖化対策税が必要」と答えた会員は2.0%にすぎなかった。国民の十分な理解が得られないままに、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

##### 問51 車体課税

車体課税については、税制改正の議論において、次の方向で抜本的改革を行い、具体的な結論を得ることとされている。(1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時である平成31年10月に廃止し、自動車取得税及び軽自動車税において、環境性能割を平成31年10月から導入する。(2)自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直す。このような中、自動車重量税のあり方をどう考えるかを複数回答可でたずねたところ、「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減」と答えた会員が40.7%と最多であり、「自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化するべき」も27.0%であった。これに対して「自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているので、廃止をする」と答えた会員は23.0%であった。このように自動車重量税については、負担の適正化あるいは目的税化して存続させるといった会員が多い。車体課税に関する会員の意見は分かれていると言えよう。

### Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

#### 問52 税務に関するコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられているが、その中で、税務コーポレートガバナンスが重要な項目となっている。一方、行政当局においては、税務コーポレートガバナンスの状況が良好と認められる大法人については、事前の信頼関係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務コーポレートガバナンスの維持・向上策に取り組んでいるところである。このような状況において、これからの税務コーポレートガバナンスについてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「企業の自主的な取組みを尊重すべき。この取組みでは(指揮・監督等に対する)トップマネジメントの適切な関与が必要」と答えた会員が49.0%、「企業の自主的な取組みを尊重すべき。本取組において、経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」の45.6%が続いた。いずれも、「企業の自主的な取組み」に重きを置いた回答である。一方、「当局における適切なアプローチを望む。特に、企業の取組みを尊重し、それに基づいて調査の必要度を決定すべき」が34.8%、「当局からのアプローチを強化すべき。調査間隔の延長、調査期間の短縮など優良法人のメリットを拡充し、調査すべき対象ヘリソースを集中されることを望む」が26.0%と、当局に対しての要望も出された。

#### 問53 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制は、紛争が発生した場合には規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きくなるという実態がある。このような税務リスクを軽減するとともに、税務調査等への負担軽減等を図るため、企業による自主的・予防的な対応が重要となる。そこで、移転価格税制に

おける税務コンプライアンスについて複数回答可でたずねたところ、「法人において、税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要」、「海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要」、「移転価格に関する問題(取引価格の設定や独立企業間価格の設定等)に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」との回答を得た。また行政当局に関しては、多くの会員から「行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備する」、「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等の提供を期待」といった回答が寄せられた。国際課税に関しては国際協議の業務が山積しており、そのための多大の労力、知見が必要とされることから、企画立案部局の要員を増員することも必要となろう。

#### 問54 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は平成28年1月からは行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野で利用が始まった。また、平成30年には金融分野、医療分野にも利活用が拡大される予定である。このマイナンバー制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことで、国民の利便性を構築していくことが望まれる」と答えた会員が40.7%にのぼったが、同時に、半数を超える会員(51.5%)が「個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、制度運用に際しては官民ともに徹底した管理体制を望む」とした。また、「同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が望まれる」も32.4%にのぼった。セキュリティの確保はもちろんだが、納税者に過度な負担がかからないようにすることが重要であることを調査結果は示している。

#### 問55 納税者の知見・意識の向上

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような施策が有効かを複数回答可でたずねた。「学校教育の場において、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」と答えた会員が58.8%と半数を超えた。その他にも、「国民の納税意識を高めるため、納税者にとってメリットのある仕組みを工夫する」が44.1%、「財政・租税に関する広報活動を持続的、かつ、幅広く実施（財務省HPや動画の活用も含めて）」が37.3%であった。

#### 問56 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答可でたずねた。「租税制度が複雑化し、事務負荷、費用の増大等となっている」と答えた会員が71.6%に達した。望ましい税制の構築において簡索性への配慮が重要であることを示している。その他の主な回答としては、「国民に税金（含む社会保障負担）、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」（43.1%）、「グローバル化が進展する中で国際課税分野への理解が重要」（35.8%）と指摘する会員が多い。また、「クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている」と感じている会員も32.8%にのぼった。経済活

動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフト・インフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させるとともに、税金に関して国民の理解を得るためには、公平性の確保と租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要があることを調査結果は示している。

#### 問57 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねた。主たる回答は、「地方税申告・納付の簡素化」と答えた会員が52.0%、「電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みの推進」が51.0%、「予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制の充実」が44.6%、「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携の強化」が39.2%であった。租税制度の改革が重要であることは言うまでもないが、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。

#### IV 当協会へのご要望等

（略）



# 税制に関する意見（アンケート）調査

	維持（法人）会員		租研役員・評議員		通常（個人）会員		全体					
	送付数	336	送付数	98	送付数	456	送付数	890				
	回収数	120	回収数	58	回収数	41	回収数	219				
	回収率	35.7%	回収率	59.2%	回収率	9.0%	回収率	24.6%				
<b>I. 財政及び税制全般</b>												
<b>1. 経済及び財政政策全般</b>												
<b>(1) 全般</b>												
<b>【問1】 日本が抱える政策課題</b>												
我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが、下記のうち、優先的に取り組むべき政策課題を3つお選びください。												
イ) 自然災害に対する防災・レジリエンスの強化（国土強靱化対策）	(イ)	16	13.7%	(イ)	7	12.7%	(イ)	4	12.5%	(イ)	27	13.2%
ロ) 資源・エネルギー政策	(ロ)	33	28.2%	(ロ)	16	29.1%	(ロ)	6	18.8%	(ロ)	55	27.0%
ハ) 社会資本の充実・強化	(ハ)	4	3.4%	(ハ)	3	5.5%	(ハ)	1	3.1%	(ハ)	8	3.9%
ニ) デフレ対策	(ニ)	20	17.1%	(ニ)	3	5.5%	(ニ)	4	12.5%	(ニ)	27	13.2%
ホ) 中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ホ)	71	60.7%	(ホ)	38	69.1%	(ホ)	14	43.8%	(ホ)	123	60.3%
ヘ) 財政の健全化	(ヘ)	57	48.7%	(ヘ)	30	54.5%	(ヘ)	15	46.9%	(ヘ)	102	50.0%
ト) 規制改革	(ト)	10	8.5%	(ト)	5	9.1%	(ト)	2	6.3%	(ト)	17	8.3%
チ) 行政改革	(チ)	4	3.4%	(チ)	1	1.8%	(チ)	4	12.5%	(チ)	9	4.4%
リ) 経済貿易連携の推進（TPP等）	(リ)	13	11.1%	(リ)	4	7.3%	(リ)	2	6.3%	(リ)	19	9.3%
ヌ) 新たな税制抜本的改革	(ヌ)	20	17.1%	(ヌ)	10	18.2%	(ヌ)	3	9.4%	(ヌ)	33	16.2%
ル) 持続性のある社会保障の構築	(ル)	38	32.5%	(ル)	23	41.8%	(ル)	8	25.0%	(ル)	69	33.8%
ヲ) 働き方改革	(ヲ)	12	10.3%	(ヲ)	7	12.7%	(ヲ)	5	15.6%	(ヲ)	24	11.8%
ワ) 少子化対策	(ワ)	30	25.6%	(ワ)	12	21.8%	(ワ)	15	46.9%	(ワ)	57	27.9%
カ) 地方創生（まち・ひと・しごと創生）	(カ)	3	2.6%	(カ)	2	3.6%	(カ)	5	15.6%	(カ)	10	4.9%
ヨ) 地球温暖化対策	(ヨ)	3	2.6%	(ヨ)	1	1.8%	(ヨ)	2	6.3%	(ヨ)	6	2.9%
タ) その他（具体的にご記入ください）	(タ)	3	2.6%	(タ)	0	0.0%	(タ)	3	9.4%	(タ)	6	2.9%
<b>(2) 経済及び財政政策</b>												
<b>【問2】 財政赤字と財政健全化目標</b>												
政府は、消費税率10%への引き上げを2019年（平成31年）10月まで2年半再延期するものの、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持することとされています。財政健全化目標についてどのように考えますか。												
イ) 経済成長による大幅な増収増加も見込ず、歳出改革が不十分であることから、2020年度の財政健全化目標の達成は極めて困難。	(イ)	31	26.5%	(イ)	11	20.0%	(イ)	11	34.4%	(イ)	53	26.0%
ロ) 高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、2020年度財政健全化目標の達成は困難。	(ロ)	64	54.7%	(ロ)	34	61.8%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	110	53.9%
ハ) 経済再生なくして財政健全化はなく、まずは経済成長を最優先し、その大幅な増収増を活用すれば、2020年度財政健全化目標は達成可能。	(ハ)	12	10.3%	(ハ)	5	9.1%	(ハ)	6	18.8%	(ハ)	23	11.3%
ニ) 財政健全化のために、歳出の思い切った重点化・効率化・適正化は必要なく、消費税率	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%

の追加再引き上げなどの歳入確保策で、財政健全化目標は達成可能。				
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 3 5.5%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 7 3.4%
<b>【問3】 財政健全化と経済成長</b>				
「経済財政再生計画」では、前提となる経済成長は、中長期的に名目3%以上、実質2%以上の成長率(2016~2023年度平均で名目3.6%、実質2.1%)を経済再生ケースとして、財政健全化目標が設定されました。前提とされた成長率をどのように考えますか。				
(注) ベースラインケースは名目1%台半ば、実質1%弱の成長率(2016~2023年度平均で名目1.5%、実質0.9%)				
イ) 成長率はそれを上回ることが見込まれる。	(イ) 0 0.0%	(イ) 0 0.0%	(イ) 1 3.1%	(イ) 1 0.5%
ロ) 成長率は概ね妥当である。	(ロ) 14 12.0%	(ロ) 8 14.5%	(ロ) 2 6.3%	(ロ) 24 11.8%
ハ) 設定された成長率は高すぎる。	(ハ) 22 18.8%	(ハ) 6 10.9%	(ハ) 12 37.5%	(ハ) 40 19.6%
ニ) ベースライン程度の成長が見込まれる。	(ニ) 59 50.4%	(ニ) 30 54.5%	(ニ) 11 34.4%	(ニ) 100 49.0%
ホ) ベースラインを下回るプラス成長が見込まれる。	(ホ) 7 6.0%	(ホ) 3 5.5%	(ホ) 4 12.5%	(ホ) 14 6.9%
ヘ) マイナス成長が見込まれる。	(ヘ) 1 0.9%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 3.1%	(ヘ) 2 1.0%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 4 3.4%	(ト) 2 3.6%	(ト) 0 0.0%	(ト) 6 2.9%
<b>【問4】 財政健全化目標の立法化</b>				
財政健全化推進のためには法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが、どのように考えますか。				
イ) 財政健全化法を制定する。	(イ) 13 11.1%	(イ) 7 12.7%	(イ) 10 31.3%	(イ) 30 14.7%
ロ) 中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強めるべきである。	(ロ) 28 23.9%	(ロ) 13 23.6%	(ロ) 2 6.3%	(ロ) 43 21.1%
ハ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。	(ハ) 44 37.6%	(ハ) 20 36.4%	(ハ) 7 21.9%	(ハ) 71 34.8%
ニ) 経済成長を通じて税収増を目指すことが重要であり、財政健全化目標のあり方は、有事には柔軟性をも許容する現在の形のままで良い。	(ニ) 18 15.4%	(ニ) 9 16.4%	(ニ) 10 31.3%	(ニ) 37 18.1%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 1 1.8%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 5 2.5%
<b>【問5】 歳出削減</b>				
高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等により、財政の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。(複数回答可、計数は復興予算込み)				
イ) 社会保障(平成29年度予算 32.5兆円)	(イ) 56 47.9%	(イ) 34 61.8%	(イ) 18 56.3%	(イ) 108 52.9%
ロ) 公共事業(6.0兆円)	(ロ) 20 17.1%	(ロ) 9 16.4%	(ロ) 6 18.8%	(ロ) 35 17.2%
ハ) 防衛(5.1兆円)	(ハ) 5 4.3%	(ハ) 3 5.5%	(ハ) 1 3.1%	(ハ) 9 4.4%
ニ) 文教・科学振興(5.4兆円)	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%
ホ) 地方交付税等(15.6兆円)	(ホ) 26 22.2%	(ホ) 17 30.9%	(ホ) 7 21.9%	(ホ) 50 24.5%
ヘ) 公務員人件費(5.2兆円)	(ヘ) 37 31.6%	(ヘ) 11 20.0%	(ヘ) 11 34.4%	(ヘ) 59 28.9%
ト) 特別会計、独立行政法人等	(ト) 60 51.3%	(ト) 25 45.5%	(ト) 14 43.8%	(ト) 99 48.5%
チ) 削減すべきものはない	(チ) 1 0.9%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 0.5%
リ) その他(具体的にご記入ください)	(リ) 3 2.6%	(リ) 4 7.3%	(リ) 0 0.0%	(リ) 7 3.4%
<b>(3) 受益と負担</b>				

<p><b>【問6】 受益と負担水準</b></p> <p>我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後、少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。</p> <p>イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とする。</p> <p>ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す。</p> <p>ハ) 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出す。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 23 19.7%	(イ) 9 16.4%	(イ) 8 25.0%	(イ) 40 19.6%
	(ロ) 77 65.8%	(ロ) 41 74.5%	(ロ) 17 53.1%	(ロ) 135 66.2%
	(ハ) 6 5.1%	(ハ) 1 1.8%	(ハ) 3 9.4%	(ハ) 10 4.9%
	(ニ) 4 3.4%	(ニ) 1 1.8%	(ニ) 2 6.3%	(ニ) 7 3.4%
<p><b>【問7】 国民負担率に関する意識</b></p> <p>我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は42.5%（平成29年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が35%の実状からすれば、国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われまます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。</p> <p>（参考）各国の国民負担率（日本は平成26年度、日本以外は平成26年）  日本42.2% アメリカ32.7% イギリス45.9%  ドイツ52.5% フランス68.2% スウェーデン56.0%</p> <p>イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。</p> <p>ロ) 50%程度を限度とする。</p> <p>ハ) 現状レベルを維持する。</p> <p>ニ) 現状でも、負担レベルが高く、負担レベルを下げる。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 5 4.3%	(イ) 1 1.8%	(イ) 3 9.4%	(イ) 9 4.4%
	(ロ) 62 53.0%	(ロ) 37 67.3%	(ロ) 15 46.9%	(ロ) 114 55.9%
	(ハ) 32 27.4%	(ハ) 8 14.5%	(ハ) 8 25.0%	(ハ) 48 23.5%
	(ニ) 7 6.0%	(ニ) 1 1.8%	(ニ) 4 12.5%	(ニ) 12 5.9%
	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 3 5.5%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 7 3.4%
<p><b>【問8】 社会保障改革について</b></p> <p>社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられている下記のうち、優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。</p> <p>イ) 年金支給開始年齢の引き上げ</p> <p>ロ) 年金給付の引き下げ</p> <p>ハ) 高所得者の年金給付の引き下げ</p> <p>ニ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底</p> <p>ホ) 年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げ）</p> <p>ヘ) 基礎年金の加入期間の延長</p> <p>ト) 公的保険給付範囲の見直し（後発医薬品の使用促進、介護保険給付費の見直し等）</p>	(イ) 14 12.0%	(イ) 13 23.6%	(イ) 5 15.6%	(イ) 32 15.7%
	(ロ) 6 5.1%	(ロ) 2 3.6%	(ロ) 4 12.5%	(ロ) 12 5.9%
	(ハ) 51 43.6%	(ハ) 25 45.5%	(ハ) 11 34.4%	(ハ) 87 42.6%
	(ニ) 22 18.8%	(ニ) 13 23.6%	(ニ) 4 12.5%	(ニ) 39 19.1%
	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 3 1.5%
	(ヘ) 7 6.0%	(ヘ) 3 5.5%	(ヘ) 2 6.3%	(ヘ) 12 5.9%
	(ト) 24 20.5%	(ト) 8 14.5%	(ト) 10 31.3%	(ト) 42 20.6%

チ) サービス単価の抑制 (薬価・調剤報酬・介護報酬等)	(チ) 10 8.5%	(チ) 5 9.1%	(チ) 5 15.6%	(チ) 20 9.8%
リ) 高齢者の負担の見直し (高齢者医療費自己負担割合の引き上げ, 介護高齢者の利用者負担の拡大等)	(リ) 37 31.6%	(リ) 22 40.0%	(リ) 15 46.9%	(リ) 74 36.3%
ス) 医療の効率化 (医療提供体制の改革, 医療の無駄排除等)	(ス) 61 52.1%	(ス) 25 45.5%	(ス) 12 37.5%	(ス) 98 48.0%
ル) 生活保護の適正化	(ル) 26 22.2%	(ル) 10 18.2%	(ル) 7 21.9%	(ル) 43 21.1%
ヲ) 子育て支援の充実	(ヲ) 16 13.7%	(ヲ) 6 10.9%	(ヲ) 7 21.9%	(ヲ) 29 14.2%
ワ) その他 (具体的にご記入ください)	(ワ) 5 4.3%	(ワ) 6 10.9%	(ワ) 1 3.1%	(ワ) 12 5.9%

## 2. 税制全般

### (1) 税制改正に向けての基本的視点

#### 【問9】 課税原則

次の課税原則のうち、税制改正において、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。

イ) 公平性の確保	(イ) 62 53.0%	(イ) 28 50.9%	(イ) 13 40.6%	(イ) 103 50.5%
ロ) 中立性の確保	(ロ) 10 8.5%	(ロ) 5 9.1%	(ロ) 5 15.6%	(ロ) 20 9.8%
ハ) 簡素性の確保	(ハ) 35 29.9%	(ハ) 17 30.9%	(ハ) 10 31.3%	(ハ) 62 30.4%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 6 5.1%	(ニ) 4 7.3%	(ニ) 2 6.3%	(ニ) 12 5.9%

#### 【問10】 税制改革にあたって重要な視点

税制改革に当たり、課税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内でお選びください。

イ) 経済活力の強化	(イ) 79 67.5%	(イ) 40 72.7%	(イ) 11 34.4%	(イ) 130 63.7%
ロ) 少子化対策	(ロ) 22 18.8%	(ロ) 8 14.5%	(ロ) 13 40.6%	(ロ) 43 21.1%
ハ) 所得格差の是正 (所得再分配効果の回復)	(ハ) 19 16.2%	(ハ) 10 18.2%	(ハ) 16 50.0%	(ハ) 45 22.1%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 23 19.7%	(ニ) 10 18.2%	(ニ) 8 25.0%	(ニ) 41 20.1%
ホ) 地域間格差の是正 (地方間の税源偏在の是正)	(ホ) 10 8.5%	(ホ) 4 7.3%	(ホ) 3 9.4%	(ホ) 17 8.3%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ) 49 41.9%	(ヘ) 21 38.2%	(ヘ) 9 28.1%	(ヘ) 79 38.7%
ト) イノベーションの促進	(ト) 22 18.8%	(ト) 10 18.2%	(ト) 4 12.5%	(ト) 36 17.6%
チ) 国際的に調和の取れた税制度	(チ) 59 50.4%	(チ) 34 61.8%	(チ) 13 40.6%	(チ) 106 52.0%
リ) 地方分権化の推進 (含む国税と地方税の役割分担の明確化)	(リ) 12 10.3%	(リ) 5 9.1%	(リ) 1 3.1%	(リ) 18 8.8%
ス) その他 (具体的にご記入ください)	(ス) 1 0.9%	(ス) 1 1.8%	(ス) 2 6.3%	(ス) 4 2.0%

#### 【問11】 税目別バランスと税制改正

日本の課税状況 (国税・地方税計) は、平成28年度 (予算ベース) で、所得課税が30.9%、法人課税が21.7%、消費課税が33.7%、資産課税が13.7%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。

(参考) 各国の税目別バランス

日本 所得32.5%、法人22.4%、消費29.7%、資産15.4% (平成25年度実績)

アメリカ 所得51.1%、法人11.2%、消費22.9%、資産14.9% (平成25年実績)

ドイツ 所得42.2%、法人7.9%、消費45.8%、資産4.1% ( )

フランス 所得29.6%、法人9.0%、消費38.6%、資産22.8% ( )

イギリス 所得34.1%、法人9.5%、消費41.2%、資産15.2% ( )

イ) 消費税をより重視する (フランス型)	(イ) 42 35.9%	(イ) 25 45.5%	(イ) 14 43.8%	(イ) 81 39.7%
ロ) 消費税、所得税をより重視する (ドイツ、	(ロ) 40 34.2%	(ロ) 21 38.2%	(ロ) 10 31.3%	(ロ) 71 34.8%

イギリス型)						
ハ) 所得税をより重視する(米国型)	(ハ) 8 6.8%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 1 3.1%	(ハ) 9 4.4%		
ニ) 日本の現状を維持	(ニ) 20 17.1%	(ニ) 5 9.1%	(ニ) 5 15.6%	(ニ) 30 14.7%		
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 1 0.9%	(ホ) 2 3.6%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 4 2.0%		
<b>II. 各税目</b>						
<b>1. 個人所得税</b>						
<b>(1) 税収調達機能と所得再分配機能</b>						
<b>【問12】 個人所得税と税収調達機能</b>						
累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われていました。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。						
イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、さらに減税を行なう。	(イ) 20 17.1%	(イ) 6 10.9%	(イ) 7 21.9%	(イ) 33 16.2%		
ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要。	(ロ) 6 5.1%	(ロ) 1 1.8%	(ロ) 2 6.3%	(ロ) 9 4.4%		
ハ) 現状で妥当。	(ハ) 47 40.2%	(ハ) 26 47.3%	(ハ) 8 25.0%	(ハ) 81 39.7%		
ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要。	(ニ) 16 13.7%	(ニ) 9 16.4%	(ニ) 6 18.8%	(ニ) 31 15.2%		
ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施する。	(ホ) 9 7.7%	(ホ) 4 7.3%	(ホ) 6 18.8%	(ホ) 19 9.3%		
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 9 7.7%	(ヘ) 5 9.1%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 14 6.9%		
<b>【問13】 税率構造と適用ブラケット</b>						
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケット(5%~45%)について最も重要な改正論点はどれでしょうか。						
イ) 納税者の約8割が属する税率10%以下のブラケット幅を縮小する。	(イ) 31 26.5%	(イ) 17 30.9%	(イ) 13 40.6%	(イ) 61 29.9%		
ロ) ブラケットはそのまま、現行最高税率をさらに50%まで引き上げる。	(ロ) 25 21.4%	(ロ) 13 23.6%	(ロ) 5 15.6%	(ロ) 43 21.1%		
ハ) 現行の最高税率はそのままに、ブラケット数を増やし税率の刻みを小さくする。	(ハ) 16 13.7%	(ハ) 7 12.7%	(ハ) 8 25.0%	(ハ) 31 15.2%		
ニ) 現行の税率構造等を維持する。	(ニ) 32 27.4%	(ニ) 11 20.0%	(ニ) 3 9.4%	(ニ) 46 22.5%		
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 3 5.5%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 7 3.4%		
<b>【問14】 所得税制による所得再分配効果</b>						
所得税制による所得再分配効果について、どのようにお考えですか。						
イ) 所得税制による所得再分配効果は、経済に対する歪みが少なく、垂直的公平の観点からも望ましい。	(イ) 41 35.0%	(イ) 22 40.0%	(イ) 13 40.6%	(イ) 76 37.3%		
ロ) 所得税制改正で、再分配効果が出ているので、現行制度を継続する。	(ロ) 34 29.1%	(ロ) 16 29.1%	(ロ) 6 18.8%	(ロ) 56 27.5%		
ハ) 労働へのインセンティブを高めるためには、税負担のフラット化を進め、所得の再分配効果を抑制する。	(ハ) 19 16.2%	(ハ) 3 5.5%	(ハ) 8 25.0%	(ハ) 30 14.7%		
ニ) 社会保障費の歳出面による所得再分配効果が大きいため、所得税制による再分配効果を高める必要はない。	(ニ) 10 8.5%	(ニ) 6 10.9%	(ニ) 4 12.5%	(ニ) 20 9.8%		
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 4 3.4%	(ホ) 3 5.5%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 7 3.4%		
<b>(2) 所得控除、税額控除等</b>						
<b>【問15】 給与所得控除の在り方</b>						
給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つと言われています。給与所得控除のあり方についてどの						

<p>ように考えますか。(複数回答可)</p> <p>(注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、次のような見直しがなされました。</p> <p>1 給与所得控除の上限設定 2 役員給与と所得に係る給与所得控除の見直し 3 特定支出控除の見直し</p> <p>給与所得控除については、平成28年は年収1200万円を越えると230万円で、平成29年以後は年収1000万円を越えると220万円で固定とされました。</p> <p>イ) 高額な収入となる役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、他の所得との負担の調整上、給与所得控除は減少させる。</p> <p>ロ) 日本の給与所得控除は、欧米諸国に比較して非常に大きな所得控除となっている制度であり、家族構成などの人的事情に応じた負担調整に段階を追って調整していく必要がある。</p> <p>ハ) 給与所得控除は、現行制度のままでよい。</p> <p>ニ) 特定支出控除は不十分であり、使いやすくなるために、特定支出の範囲をさらに拡大する。</p> <p>ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 24 20.5%	(イ) 12 21.8%	(イ) 10 31.3%	(イ) 46 22.5%
	(ロ) 31 26.5%	(ロ) 17 30.9%	(ロ) 10 31.3%	(ロ) 58 28.4%
	(ハ) 41 35.0%	(ハ) 19 34.5%	(ハ) 7 21.9%	(ハ) 67 32.8%
	(ニ) 16 13.7%	(ニ) 9 16.4%	(ニ) 6 18.8%	(ニ) 31 15.2%
	(ホ) 3 2.6%	(ホ) 1 1.8%	(ホ) 1 3.1%	(ホ) 5 2.5%
<p><b>【問16】 公的年金等控除</b></p> <p>超高齢社会にあつて、年金生活者が急増しています。公的年金課税についてどう考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 年金所得は雑所得に所得区分されるが、年金所得の区分が明確になるよう、所得区分を見直す。</p> <p>ロ) 年金課税については拠出時・運用時非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を徹底する。</p> <p>ハ) 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける。</p> <p>ニ) 現行の制度を維持する。</p> <p>ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 23 19.7%	(イ) 11 20.0%	(イ) 10 31.3%	(イ) 44 21.6%
	(ロ) 7 6.0%	(ロ) 8 14.5%	(ロ) 5 15.6%	(ロ) 20 9.8%
	(ハ) 72 61.5%	(ハ) 38 69.1%	(ハ) 17 53.1%	(ハ) 127 62.3%
	(ニ) 16 13.7%	(ニ) 5 9.1%	(ニ) 3 9.4%	(ニ) 24 11.8%
	(ホ) 1 0.9%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 6.3%	(ホ) 3 1.5%
<p><b>【問17】 所得控除の在り方</b></p> <p>政府においては、夫婦共働き子育てをする世帯にとつても、(i) 働き方に中立的で、安心して子育てでき、(ii) 格差が固定せず、若者が意欲を持って働くことができ、持続的成長を担える、個人所得課税改革をすることとされています。給与所得控除を除く各種の所得控除のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>なお、配偶者控除のあり方については、問18でお聞きます。</p> <p>イ) 各種の所得控除は、個々人の人的事情を反映した課税上の手当てが行われたものであり、所得税の長所となっているので、現状のままでよい。</p> <p>ロ) 子育て支援の観点から、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除方式(給付も含め)に改める。</p>	(イ) 21 17.9%	(イ) 7 12.7%	(イ) 6 18.8%	(イ) 34 16.7%
	(ロ) 35 29.9%	(ロ) 21 38.2%	(ロ) 9 28.1%	(ロ) 65 31.9%

ハ) 特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化する。	(ハ)	29	24.8%	(ハ)	17	30.9%	(ハ)	11	34.4%	(ハ)	57	27.9%
ニ) 所得控除を全般的に見直し、所得控除から税額控除に改める。	(ニ)	20	17.1%	(ニ)	7	12.7%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	32	15.7%
ホ) 低所得者対策として、諸外国で見られるゼロ税率や税額控除方式（給付も含め）の導入を検討する。	(ホ)	14	12.0%	(ホ)	9	16.4%	(ホ)	6	18.8%	(ホ)	29	14.2%
ヘ) 所得の増加に応じて諸控除を通減又は消失させる所得控除の導入を検討する。	(ヘ)	10	8.5%	(ヘ)	7	12.7%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	18	8.8%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	2	1.7%	(ト)	2	3.6%	(ト)	0	0.0%	(ト)	4	2.0%

**【問18】 配偶者控除**

配偶者控除の在り方について、政府税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（2014）、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」（2016）など議論が進んでいる中、平成29年度税制改正では配偶者控除等の所得制限が手当てされました。これらを踏まえ、どのような案が最も望ましいと考えますか。

イ) 配偶者控除の廃止（配偶者控除の全廃）

ロ) いわゆる移転的基礎控除の導入（配偶者控除に代え、配偶者が使い残した基礎控除を納税者本人が使える仕組み）

ハ) いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化（上記ロ）に加え、基礎控除を「所得控除」から「税額控除」に転換）

ニ) 「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入（配偶者控除に代え、配偶者の収入を問わず夫婦で一定額を控除）

ホ) 現行の制度を維持

ヘ) その他（具体的にご記入ください）

(イ)	20	17.1%	(イ)	8	14.5%	(イ)	7	21.9%	(イ)	35	17.2%
(ロ)	16	13.7%	(ロ)	6	10.9%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	25	12.3%
(ハ)	14	12.0%	(ハ)	7	12.7%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	25	12.3%
(ニ)	30	25.6%	(ニ)	17	30.9%	(ニ)	11	34.4%	(ニ)	58	28.4%
(ホ)	24	20.5%	(ホ)	10	18.2%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	39	19.1%
(ヘ)	1	0.9%	(ヘ)	1	1.8%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	3	1.5%

**(3) 金融所得課税の一元化**

**【問19】 総合課税と金融所得課税の一元化**

金融所得に対する課税について、どのようにお考えですか。

イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対。

ロ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する。

ハ) 現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する。

ニ) その他（具体的にご記入ください）

(イ)	20	17.1%	(イ)	8	14.5%	(イ)	8	25.0%	(イ)	36	17.6%
(ロ)	50	42.7%	(ロ)	29	52.7%	(ロ)	15	46.9%	(ロ)	94	46.1%
(ハ)	36	30.8%	(ハ)	13	23.6%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	58	28.4%
(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%

**【問20】 株式配当及び株式譲渡益課税**

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がありますが、これについてどう考えますか。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

イ) 金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけではなく、資金が海外流出するおそれがあるので反対。	(イ)	52	44.4%	(イ)	22	40.0%	(イ)	11	34.4%	(イ)	85	41.7%
ロ) 大企業を中心とした法人は株主とは独立しており、法人税率引き下げと株式配当や株式譲渡損益とは関係がない。	(ロ)	41	35.0%	(ロ)	25	45.5%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	77	37.7%
ハ) 法人税率の引き下げにより、内部留保が増加し、持株に含み益を持ち、また配当の増額にも結び付くことから、株式配当及び株式譲渡益課税を強化することについては、やむを得ない。	(ハ)	13	11.1%	(ハ)	4	7.3%	(ハ)	9	28.1%	(ハ)	26	12.7%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.9%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	2	1.0%

## 2. 法人税

### (1) 法人実効税率と課税ベース

#### 【問21】 法人税改革

法人課税については、平成27年度、平成28年度改正にわたり、グローバル化の展開の中「成長志向の法人税改革」として、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られ、平成29年度改正では「第4次産業革命に対応した研究開発税制や事業環境整備」などの整備がされています。今後の法人税改革について重要と考えるものを3つ以内で選択してください。

イ) 法人実効税率	(イ)	62	53.0%	(イ)	25	45.5%	(イ)	15	46.9%	(イ)	102	50.0%
ロ) 課税ベース	(ロ)	31	26.5%	(ロ)	15	27.3%	(ロ)	11	34.4%	(ロ)	57	27.9%
ハ) 研究開発支援税制	(ハ)	26	22.2%	(ハ)	11	20.0%	(ハ)	6	18.8%	(ハ)	43	21.1%
ニ) 納税環境	(ニ)	8	6.8%	(ニ)	8	14.5%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	19	9.3%
ホ) グループ法人税制	(ホ)	7	6.0%	(ホ)	3	5.5%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	13	6.4%
ヘ) 連結納税制度	(ヘ)	11	9.4%	(ヘ)	9	16.4%	(ヘ)	3	9.4%	(ヘ)	23	11.3%
ト) 組織再編税制 (国内)	(ト)	8	6.8%	(ト)	3	5.5%	(ト)	3	9.4%	(ト)	14	6.9%
チ) 組織再編税制 (クロスボーダー)	(チ)	12	10.3%	(チ)	11	20.0%	(チ)	6	18.8%	(チ)	29	14.2%
リ) 事業体課税	(リ)	2	1.7%	(リ)	1	1.8%	(リ)	6	18.8%	(リ)	9	4.4%
ヌ) 役員給与等	(ヌ)	5	4.3%	(ヌ)	1	1.8%	(ヌ)	5	15.6%	(ヌ)	11	5.4%
ル) 欠損金	(ル)	26	22.2%	(ル)	14	25.5%	(ル)	6	18.8%	(ル)	46	22.5%
ヲ) 損金経理要件	(ヲ)	11	9.4%	(ヲ)	3	5.5%	(ヲ)	4	12.5%	(ヲ)	18	8.8%
ワ) 引当金制度	(ワ)	4	3.4%	(ワ)	2	3.6%	(ワ)	0	0.0%	(ワ)	6	2.9%
カ) 受取配当の益金不算入割合	(カ)	15	12.8%	(カ)	9	16.4%	(カ)	0	0.0%	(カ)	24	11.8%
ヨ) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ヨ)	3	2.6%	(ヨ)	1	1.8%	(ヨ)	0	0.0%	(ヨ)	4	2.0%
タ) 租税条約	(タ)	10	8.5%	(タ)	3	5.5%	(タ)	0	0.0%	(タ)	13	6.4%
レ) 移転価格税制	(レ)	36	30.8%	(レ)	17	30.9%	(レ)	7	21.9%	(レ)	60	29.4%
ソ) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制)	(ソ)	20	17.1%	(ソ)	14	25.5%	(ソ)	3	9.4%	(ソ)	37	18.1%
ツ) 外国税額控除制度	(ツ)	7	6.0%	(ツ)	3	5.5%	(ツ)	0	0.0%	(ツ)	10	4.9%
ネ) 過少資本税制、過大支払利子等	(ネ)	5	4.3%	(ネ)	2	3.6%	(ネ)	1	3.1%	(ネ)	8	3.9%
ナ) その他 (具体的にご記入ください)	(ナ)	1	0.9%	(ナ)	0	0.0%	(ナ)	3	9.4%	(ナ)	4	2.0%

#### 【問22】 実効税率と企業行動

我が国の法人実効税率は、ドイツ並みに引き下げられました。下記のように諸外国と比較して、税率に差異がある場合に、日本の法人実効税率は企業行動にどのような影響を与えますか。

(参考) 法人の実効税率 (2017.1月現在)

日本29.97% (国税+地方税)、アメリカ40.75%、フランス33.33%、ドイツ29.79%、イギリス20.00%、中国25.00%、韓国24.20%



<p>(注) 日本の法人実効税率は、平成28・29年度適用の税率（27年度は32.11%）。上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。国・地方を通じた実効税率【東京都ベース】（平成27年度33.06%）は、平成28・29年度：30.86%（▲2.20%）、平成30年度：30.62%（▲2.44%）</p> <p>イ) 日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。</p> <p>ロ) 国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。</p> <p>ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。</p> <p>ニ) 市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 22 18.8%	(イ) 9 16.4%	(イ) 6 18.8%	(イ) 37 18.1%
	(ロ) 51 43.6%	(ロ) 31 56.4%	(ロ) 8 25.0%	(ロ) 90 44.1%
	(ハ) 17 14.5%	(ハ) 6 10.9%	(ハ) 6 18.8%	(ハ) 29 14.2%
	(ニ) 23 19.7%	(ニ) 8 14.5%	(ニ) 11 34.4%	(ニ) 42 20.6%
	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%
<p><b>【問23】 法人税の企業への影響の変化</b></p> <p>ここ数年において（10年前と比較して）、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。</p> <p>イ) 影響が高まっている。</p> <p>ロ) 影響に変化はない。</p> <p>ハ) 影響が低下している。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 73 62.4%	(イ) 36 65.5%	(イ) 13 40.6%	(イ) 122 59.8%
	(ロ) 37 31.6%	(ロ) 14 25.5%	(ロ) 9 28.1%	(ロ) 60 29.4%
	(ハ) 1 0.9%	(ハ) 2 3.6%	(ハ) 8 25.0%	(ハ) 11 5.4%
	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 1.8%	(ニ) 1 3.1%	(ニ) 2 1.0%
<p><b>【問24】 法人実効税率の水準について</b></p> <p>平成28年度税制改正により、法人実効税率は平成28・29年度には29.97%、平成30年度29.74%に引き下げられました（平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%）。日本の法人実効税率の水準についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準（25%程度）まで、さらなる引き下げを行う。</p> <p>ロ) 欧州並み（30%弱）に引き下げられたので、今後は動向を踏まえ段階的に引き下げること検討する。</p> <p>ハ) 欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準（30%弱）となったので、現行水準でよい。</p> <p>ニ) 財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率は現行水準でよい。</p> <p>ホ) 財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率を引き上げてもよい。</p> <p>へ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 49 41.9%	(イ) 24 43.6%	(イ) 8 25.0%	(イ) 81 39.7%
	(ロ) 42 35.9%	(ロ) 21 38.2%	(ロ) 11 34.4%	(ロ) 74 36.3%
	(ハ) 11 9.4%	(ハ) 6 10.9%	(ハ) 6 18.8%	(ハ) 23 11.3%
	(ニ) 12 10.3%	(ニ) 2 3.6%	(ニ) 4 12.5%	(ニ) 18 8.8%
	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 6.3%	(ホ) 2 1.0%
	(へ) 0 0.0%	(へ) 0 0.0%	(へ) 0 0.0%	(へ) 0 0.0%
<p><b>【問25】 課税ベースの拡大</b></p> <p>税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税取確保が行われています。課税ベースのあり方をどのように考えますか。</p>				

イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ) 10 8.5%	(イ) 5 9.1%	(イ) 3 9.4%	(イ) 18 8.8%
ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広くなっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	(ロ) 42 35.9%	(ロ) 27 49.1%	(ロ) 9 28.1%	(ロ) 78 38.2%
ハ) 税率を引き下げられる場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ) 24 20.5%	(ハ) 5 9.1%	(ハ) 7 21.9%	(ハ) 36 17.6%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	(ニ) 22 18.8%	(ニ) 10 18.2%	(ニ) 6 18.8%	(ニ) 38 18.6%
ホ) 租税特別措置によるメリットは、特定の業界に偏っていることが、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止する。	(ホ) 11 9.4%	(ホ) 5 9.1%	(ホ) 5 15.6%	(ホ) 21 10.3%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 4 3.4%	(ヘ) 1 1.8%	(ヘ) 1 3.1%	(ヘ) 6 2.9%
<b>【問26】 受取配当益金不算入</b> 法人が受取る配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。				
イ) 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の受取配当の益金不算入はやむを得ない。	(イ) 13 11.1%	(イ) 3 5.5%	(イ) 12 37.5%	(イ) 28 13.7%
ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う。	(ロ) 75 64.1%	(ロ) 37 67.3%	(ロ) 12 37.5%	(ロ) 124 60.8%
ハ) 欧米諸国と比較して、資産保有株式に対する受取配当については、現行でも日本は二重課税となっているので、これ以上に縮小することには反対である。	(ハ) 21 17.9%	(ハ) 12 21.8%	(ハ) 5 15.6%	(ハ) 38 18.6%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 5 4.3%	(ニ) 3 5.5%	(ニ) 2 6.3%	(ニ) 10 4.9%
<b>【問27】 繰越欠損金の損金算入の見直し</b> 大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ(平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%)られました。日本企業の特質として赤字企業が極めて大きな割合を占めています。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は大きすぎる。	(イ) 6 5.1%	(イ) 0 0.0%	(イ) 8 25.0%	(イ) 14 6.9%
ロ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は妥当である。	(ロ) 24 20.5%	(ロ) 9 16.4%	(ロ) 4 12.5%	(ロ) 37 18.1%
ハ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる。	(ハ) 42 35.9%	(ハ) 22 40.0%	(ハ) 9 28.1%	(ハ) 73 35.8%
ニ) 長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする。	(ニ) 48 41.0%	(ニ) 29 52.7%	(ニ) 11 34.4%	(ニ) 88 43.1%

ホ) 欠損金の繰越期間は10年となったが、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	(ホ)	13	11.1%	(ホ)	8	14.5%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	25	12.3%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	10	8.5%	(ヘ)	7	12.7%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	18	8.8%
<b>【問28】 中小法人税制の見直し</b>												
法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.4%（平成28、29年度）ですが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。平成29年度改正において一部見直しが図られましたが、中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、赤字企業が多い中で、課税強化には、慎重を要する。	(イ)	36	30.8%	(イ)	12	21.8%	(イ)	7	21.9%	(イ)	55	27.0%
ロ) 高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す。	(ロ)	47	40.2%	(ロ)	27	49.1%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	83	40.7%
ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の超過累進税率との比較においても低いことから、見直す。	(ハ)	12	10.3%	(ハ)	9	16.4%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	29	14.2%
ニ) 中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直す。	(ニ)	31	26.5%	(ニ)	21	38.2%	(ニ)	13	40.6%	(ニ)	65	31.9%
ホ) 中小法人の要件を継続して見直す。	(ホ)	15	12.8%	(ホ)	7	12.7%	(ホ)	7	21.9%	(ホ)	29	14.2%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	1	0.5%
<b>【問29】 研究開発税制</b>												
安倍政権におけるいわゆるアベノミクスにおいては、民間の潜在力を最大限發揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「強い経済」、「成長による富の創出」を実現しようとしています。このため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっています。研究開発税制について、どのように考えますか。												
(注) 平成29年度税制改正において、総額型の税額控除率を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率とする制度に改定されると共に、試験研究費の範囲に新たなサービスの開発（所謂ビッグデータを活用したサービス開発等）に係る一定の費用が追加されました。												
イ) 研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長による富の創出」のために積極的に拡充する。	(イ)	31	26.5%	(イ)	15	27.3%	(イ)	9	28.1%	(イ)	55	27.0%
ロ) 知的財産由来の収益に軽減税率を適用するパテントボックスやイノベーションボックスなどの税制を新規に導入する。	(ロ)	4	3.4%	(ロ)	3	5.5%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	10	4.9%
ハ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。	(ハ)	36	30.8%	(ハ)	21	38.2%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	61	29.9%
ニ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。	(ニ)	14	12.0%	(ニ)	9	16.4%	(ニ)	3	9.4%	(ニ)	26	12.7%
ホ) 研究開発税制は、制度拡充に伴い複雑化が進んでおり、簡素化を図るべきである。	(ホ)	19	16.2%	(ホ)	4	7.3%	(ホ)	8	25.0%	(ホ)	31	15.2%

へ) 現行の研究開発税制は、特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから廃止する。	(へ) 3 2.6%	(へ) 1 1.8%	(へ) 2 6.3%	(へ) 6 2.9%
ト) 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止する。	(ト) 3 2.6%	(ト) 0 0.0%	(ト) 1 3.1%	(ト) 4 2.0%
チ) その他 (具体的にご記入ください)	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 3.1%	(チ) 1 0.5%
<b>(2) 法人関連税制</b>				
<b>【問30】 連結納税制度の改正</b>				
各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	(イ) 71 60.7%	(イ) 33 60.0%	(イ) 15 46.9%	(イ) 119 58.3%
ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	(ロ) 58 49.6%	(ロ) 32 58.2%	(ロ) 10 31.3%	(ロ) 100 49.0%
ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	(ハ) 4 3.4%	(ハ) 1 1.8%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 5 2.5%
ニ) 投資修正適用範囲の見直し	(ニ) 9 7.7%	(ニ) 2 3.6%	(ニ) 5 15.6%	(ニ) 16 7.8%
ホ) 法人事業税、法人住民税への導入	(ホ) 48 41.0%	(ホ) 25 45.5%	(ホ) 10 31.3%	(ホ) 83 40.7%
ヘ) 連結納税制度の取りやめ条件の緩和	(ヘ) 25 21.4%	(ヘ) 11 20.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 36 17.6%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 4 3.4%	(ト) 6 10.9%	(ト) 2 6.3%	(ト) 12 5.9%
<b>(3) 企業会計と法人税法との乖離</b>				
<b>【問31】 企業会計と法人税法との乖離</b>				
企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。(複数回答可)				
イ) 棚卸資産	(イ) 12 10.3%	(イ) 5 9.1%	(イ) 1 3.1%	(イ) 18 8.8%
ロ) 収益認識基準	(ロ) 52 44.4%	(ロ) 36 65.5%	(ロ) 6 18.8%	(ロ) 94 46.1%
ハ) リース取引	(ハ) 18 15.4%	(ハ) 7 12.7%	(ハ) 3 9.4%	(ハ) 28 13.7%
ニ) 工事契約	(ニ) 6 5.1%	(ニ) 5 9.1%	(ニ) 1 3.1%	(ニ) 12 5.9%
ホ) 有形固定資産	(ホ) 39 33.3%	(ホ) 21 38.2%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 60 29.4%
ヘ) 資産の減損	(ヘ) 52 44.4%	(ヘ) 29 52.7%	(ヘ) 17 53.1%	(ヘ) 98 48.0%
ト) 無形資産	(ト) 26 22.2%	(ト) 14 25.5%	(ト) 6 18.8%	(ト) 46 22.5%
チ) 金融商品	(チ) 20 17.1%	(チ) 8 14.5%	(チ) 2 6.3%	(チ) 30 14.7%
リ) 関連会社投資、投資不動産	(リ) 8 6.8%	(リ) 3 5.5%	(リ) 3 9.4%	(リ) 14 6.9%
ヌ) 繰延資産	(ヌ) 8 6.8%	(ヌ) 3 5.5%	(ヌ) 1 3.1%	(ヌ) 12 5.9%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	(ル) 36 30.8%	(ル) 17 30.9%	(ル) 13 40.6%	(ル) 66 32.4%
ヲ) 企業結合	(ヲ) 19 16.2%	(ヲ) 8 14.5%	(ヲ) 6 18.8%	(ヲ) 33 16.2%
ワ) 負債と資本との区分	(ワ) 6 5.1%	(ワ) 1 1.8%	(ワ) 3 9.4%	(ワ) 10 4.9%
カ) 非上場企業会計	(カ) 3 2.6%	(カ) 0 0.0%	(カ) 2 6.3%	(カ) 5 2.5%
ヨ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヨ) 6 5.1%	(ヨ) 3 5.5%	(ヨ) 1 3.1%	(ヨ) 10 4.9%
<b>【問32】 確定決算主義</b>				
確定決算主義の今後の課題として、どのように考えますか。				
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義を廃止する。	(イ) 16 13.7%	(イ) 7 12.7%	(イ) 7 21.9%	(イ) 30 14.7%
ロ) 所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する。	(ロ) 26 22.2%	(ロ) 11 20.0%	(ロ) 13 40.6%	(ロ) 50 24.5%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う。	(ハ) 70 59.8%	(ハ) 35 63.6%	(ハ) 11 34.4%	(ハ) 116 56.9%

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 1 0.9%	(ニ) 1 1.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 2 1.0%
<b>(4) 税制の予測可能性</b>				
<b>【問33】 租税制度と実務との間の予測可能性</b>				
租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題のある領域がありますか。(複数回答可)				
イ) グループ法人税制	(イ) 5 4.3%	(イ) 0 0.0%	(イ) 4 12.5%	(イ) 9 4.4%
ロ) 連結納税制度	(ロ) 6 5.1%	(ロ) 3 5.5%	(ロ) 2 6.3%	(ロ) 11 5.4%
ハ) 組織再編税制 (国内)	(ハ) 18 15.4%	(ハ) 6 10.9%	(ハ) 7 21.9%	(ハ) 31 15.2%
ニ) 組織再編税制 (クロスボーダー)	(ニ) 31 26.5%	(ニ) 20 36.4%	(ニ) 12 37.5%	(ニ) 63 30.9%
ホ) 事業体課税	(ホ) 7 6.0%	(ホ) 4 7.3%	(ホ) 6 18.8%	(ホ) 17 8.3%
ヘ) 役員給与等	(ヘ) 6 5.1%	(ヘ) 3 5.5%	(ヘ) 3 9.4%	(ヘ) 12 5.9%
ト) 欠損金	(ト) 4 3.4%	(ト) 0 0.0%	(ト) 1 3.1%	(ト) 5 2.5%
チ) 解散・清算の税務	(チ) 5 4.3%	(チ) 2 3.6%	(チ) 1 3.1%	(チ) 8 3.9%
リ) 国内源泉所得・国外源泉所得	(リ) 9 7.7%	(リ) 4 7.3%	(リ) 0 0.0%	(リ) 13 6.4%
ヌ) 恒久的施設 (PE)	(ヌ) 34 29.1%	(ヌ) 21 38.2%	(ヌ) 3 9.4%	(ヌ) 58 28.4%
ル) 無形資産	(ル) 20 17.1%	(ル) 12 21.8%	(ル) 3 9.4%	(ル) 35 17.2%
ヲ) 外国税額控除制度	(ヲ) 19 16.2%	(ヲ) 4 7.3%	(ヲ) 1 3.1%	(ヲ) 24 11.8%
ワ) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制)	(ワ) 50 42.7%	(ワ) 29 52.7%	(ワ) 1 3.1%	(ワ) 80 39.2%
カ) 移転価格税制	(カ) 82 70.1%	(カ) 37 67.3%	(カ) 8 25.0%	(カ) 127 62.3%
ヨ) 過少資本税制, 過大支払利子等	(ヨ) 5 4.3%	(ヨ) 2 3.6%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 7 3.4%
タ) その他 (具体的にご記入ください)	(タ) 4 3.4%	(タ) 3 5.5%	(タ) 1 3.1%	(タ) 8 3.9%
<b>3. 国際課税</b>				
<b>【問34】 租税条約</b>				
近年、租税条約について、多数の条約が改定されあるいは新たに締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結, 改定の促進	(イ) 54 46.2%	(イ) 34 61.8%	(イ) 4 12.5%	(イ) 92 45.1%
ロ) 源泉税の免除等の促進	(ロ) 62 53.0%	(ロ) 33 60.0%	(ロ) 11 34.4%	(ロ) 106 52.0%
ハ) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	(ハ) 8 6.8%	(ハ) 5 9.1%	(ハ) 15 46.9%	(ハ) 28 13.7%
ニ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備	(ニ) 11 9.4%	(ニ) 5 9.1%	(ニ) 5 15.6%	(ニ) 21 10.3%
ホ) 租税条約への仲裁制度の導入	(ホ) 31 26.5%	(ホ) 20 36.4%	(ホ) 7 21.9%	(ホ) 58 28.4%
ヘ) 租税条約の適用手続きの簡素化	(ヘ) 38 32.5%	(ヘ) 21 38.2%	(ヘ) 10 31.3%	(ヘ) 69 33.8%
ト) 多国間租税条約の促進	(ト) 21 17.9%	(ト) 14 25.5%	(ト) 4 12.5%	(ト) 39 19.1%
チ) 税務行政執行共助 (情報交換を含む) の一層の促進	(チ) 5 4.3%	(チ) 6 10.9%	(チ) 5 15.6%	(チ) 16 7.8%
リ) その他 (具体的にご記入ください)	(リ) 3 2.6%	(リ) 1 1.8%	(リ) 0 0.0%	(リ) 4 2.0%
<b>【問35】 移転価格税制</b>				
BEPS 最終報告書を踏まえ、移転価格税制も文書化や無形資産に係る事項を中心に直しがされ、平成30年度改正では所得相応性基準の導入が検討されています。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 事前確認制度, 事前相談体制の強化	(イ) 42 35.9%	(イ) 24 43.6%	(イ) 11 34.4%	(イ) 77 37.7%
ロ) 相互協議の円滑な推進	(ロ) 51 43.6%	(ロ) 31 56.4%	(ロ) 9 28.1%	(ロ) 91 44.6%
ハ) 文書化等に関する事務負担の軽減	(ハ) 74 63.2%	(ハ) 33 60.0%	(ハ) 13 40.6%	(ハ) 120 58.8%

ニ) 国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化	(ニ)	36	30.8%	(ニ)	14	25.5%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	57	27.9%
ホ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(ホ)	33	28.2%	(ホ)	22	40.0%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	60	29.4%
ヘ) 無形資産に関する取扱いの明確化	(ヘ)	35	29.9%	(ヘ)	14	25.5%	(ヘ)	9	28.1%	(ヘ)	58	28.4%
ト) 費用分担取決め(費用分担契約)に関する取扱いの明確化	(ト)	18	15.4%	(ト)	7	12.7%	(ト)	8	25.0%	(ト)	33	16.2%
チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	(チ)	31	26.5%	(チ)	11	20.0%	(チ)	5	15.6%	(チ)	47	23.0%
リ) 所得相応性基準の整備と明確化	(リ)	12	10.3%	(リ)	7	12.7%	(リ)	7	21.9%	(リ)	26	12.7%
ヌ) その他(具体的にご記入ください)	(ヌ)	6	5.1%	(ヌ)	5	9.1%	(ヌ)	0	0.0%	(ヌ)	11	5.4%
<b>【問36】 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)</b>												
我が国の外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)は、平成29年度改正(平成30年4月以降開始の子会社の事業年度から適用開始)で、従来の仕組みを活かしつつも、取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての合理性の向上を図りました。新制度の基本設計と今後の適用に関し、どのような評価や問題関心を持っていますか(複数回答可)												
イ) BEPS プロジェクトの議論を踏まえた本改正は、企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避には従来よりも効果的に対応できることから大いに評価できる。	(イ)	7	6.0%	(イ)	8	14.5%	(イ)	4	12.5%	(イ)	19	9.3%
ロ) BEPS プロジェクトの議論を踏まえた本改正については評価できるものの、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は多いと感じる。	(ロ)	52	44.4%	(ロ)	21	38.2%	(ロ)	13	40.6%	(ロ)	86	42.2%
ハ) 従来の仕組みを活かしてはいるものの、制度が大きく変更になったことから、納税者の予見可能性については不安が残る。	(ハ)	36	30.8%	(ハ)	21	38.2%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	64	31.4%
ニ) 所謂推定規定が導入され、申告にかかる不確実性や事務負担の増加が懸念される。	(ニ)	40	34.2%	(ニ)	19	34.5%	(ニ)	9	28.1%	(ニ)	68	33.3%
ホ) 平成30年4月以降開始の子会社の事業年度から適用を開始するまでに、多くの通達や解説などのガイダンスを望む。	(ホ)	52	44.4%	(ホ)	32	58.2%	(ホ)	7	21.9%	(ホ)	91	44.6%
ヘ) 従前の制度の方がビジネスを行う上で企業にとって予見可能性が高く、本改正は評価できない。	(ヘ)	4	3.4%	(ヘ)	2	3.6%	(ヘ)	4	12.5%	(ヘ)	10	4.9%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	4	3.4%	(ト)	2	3.6%	(ト)	1	3.1%	(ト)	7	3.4%
<b>【問37】 BEPS</b>												
BEPS 最終報告書について、我が国でもこの成果を国内法又は租税条約に反映する取り組みが始まっています。その際の基本的な姿勢や具体的な事項について、意見や要望はありますか(複数回答可)												
イ) 我が国が模範を示すべく率先して最終報告書の成果を反映する国内法令や租税条約の見直しを進めていく。	(イ)	2	1.7%	(イ)	2	3.6%	(イ)	6	18.8%	(イ)	10	4.9%
ロ) 国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、日本企業が国際的な経済活動に活発に取り組めるように、予測可能で法的安定性のある制度にする。	(ロ)	65	55.6%	(ロ)	36	65.5%	(ロ)	16	50.0%	(ロ)	117	57.4%
ハ) 国際課税原則の新たな導入により、企業の自由で活発な国際間取引や投資交流に悪影響	(ハ)	42	35.9%	(ハ)	29	52.7%	(ハ)	8	25.0%	(ハ)	79	38.7%

を及ぼすことのないように、関係各国の行政当局や民間部門の意見を十分に反映したものとする。												
ニ) 各国の導入状況を踏まえ、BEPS最終報告書に沿って慎重に国内法の整備と租税条約の改正に取り組む。	(ニ)	33	28.2%	(ニ)	20	36.4%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	61	29.9%
ホ) 国際課税原則の新たな導入により、納税者や行政当局に過度な事務負担や費用負担を負わせないように十分に配慮した制度とする。	(ホ)	83	70.9%	(ホ)	45	81.8%	(ホ)	12	37.5%	(ホ)	140	68.6%
ヘ) 税制は、各国の主権の問題であり、他国はそれに介入すべきではない。租税競争を抑制するよりも、各国は歳入の削減と企業にとってより魅力的な国づくりに努める。	(ヘ)	1	0.9%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	2	1.0%
ト) 包括的な租税回避防止立法を制定する。	(ト)	3	2.6%	(ト)	2	3.6%	(ト)	2	6.3%	(ト)	7	3.4%
チ) その他(具体的にご記入ください)	(チ)	6	5.1%	(チ)	3	5.5%	(チ)	0	0.0%	(チ)	9	4.4%
<b>4. 消費税</b>												
<b>(1) 消費税率の引き上げ</b>												
<b>【問38】 消費税率の引き上げ</b>												
消費税率引き上げが平成31年10月に予定されていますが、平成31年10月の引き上げをどう考えますか。												
イ) 消費税率は必ず引き上げる必要がある。	(イ)	63	53.8%	(イ)	42	76.4%	(イ)	24	75.0%	(イ)	129	63.2%
ロ) 消費税率の引き上げは再延期もあり得る。	(ロ)	41	35.0%	(ロ)	8	14.5%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	52	25.5%
ハ) 消費税率は引き上げる必要はない。	(ハ)	4	3.4%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	7	3.4%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	2.0%
<b>(2) 消費税率の引き上げと使途・軽減税率</b>												
<b>【問39】 消費税率の引き上げの是非、引き上げ幅</b>												
将来的に消費税率は、どの程度の税率が妥当であると考えますか。												
(注) ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。												
(参考: 標準税率2016年1月現在)												
10%韓国, オーストラリア, インドネシア, 16%メキシコ, 17%中国, イスラエル, 18%トルコ, 19%ドイツ, 20%イギリス, フランス, オーストリア, 21%ベルギー, スペイン, オランダ, 22%イタリア, 23%ギリシャ, アイルランド, ポルトガル, ポーランド, 24%フィンランド, 25%スウェーデン, デンマーク, ノルウェー												
イ) 現状維持(8%)	(イ)	12	10.3%	(イ)	1	1.8%	(イ)	3	9.4%	(イ)	16	7.8%
ロ) 10%	(ロ)	26	22.2%	(ロ)	4	7.3%	(ロ)	3	9.4%	(ロ)	33	16.2%
ハ) 10~13%	(ハ)	14	12.0%	(ハ)	5	9.1%	(ハ)	3	9.4%	(ハ)	22	10.8%
ニ) 13~15%	(ニ)	21	17.9%	(ニ)	14	25.5%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	42	20.6%
ホ) 15~18%	(ホ)	10	8.5%	(ホ)	9	16.4%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	22	10.8%
ヘ) 20%	(ヘ)	17	14.5%	(ヘ)	14	25.5%	(ヘ)	10	31.3%	(ヘ)	41	20.1%
ト) 20%以上	(ト)	1	0.9%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	6.3%	(ト)	3	1.5%
チ) その他(具体的にご記入ください)	(チ)	6	5.1%	(チ)	4	7.3%	(チ)	0	0.0%	(チ)	10	4.9%
<b>【問40】 使途及び目的税化</b>												
税制抜本改革法上、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。今後、少子高齢化社会においては、社会保障費が増加することが見込まれ、その財源として、将来												

消費税率のさらなる引き上げが必要になる場合には、消費税の用途をどのように考えますか。												
イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、用途は限定する必要がある。	(イ)	31	26.5%	(イ)	11	20.0%	(イ)	6	18.8%	(イ)	48	23.5%
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない。	(ロ)	39	33.3%	(ロ)	26	47.3%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	74	36.3%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、用途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対。	(ハ)	38	32.5%	(ハ)	15	27.3%	(ハ)	16	50.0%	(ハ)	69	33.8%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	1	0.9%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.5%
<b>【問41】 軽減税率の適用</b>												
軽減税率制度が既に立法化されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。												
イ) 軽減税率の対象をさらに拡大する。	(イ)	7	6.0%	(イ)	3	5.5%	(イ)	2	6.3%	(イ)	12	5.9%
ロ) 軽減税率の対象は、現在の取扱いでよい。	(ロ)	11	9.4%	(ロ)	6	10.9%	(ロ)	2	6.3%	(ロ)	19	9.3%
ハ) 低所得者対策にそぐわないものは軽減税率の対象からはずす。	(ハ)	20	17.1%	(ハ)	8	14.5%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	35	17.2%
ニ) 軽減税率の対象を縮小する。	(ニ)	11	9.4%	(ニ)	6	10.9%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	18	8.8%
ホ) 軽減税率を廃止する。	(ホ)	55	47.0%	(ホ)	27	49.1%	(ホ)	19	59.4%	(ホ)	101	49.5%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	6	5.1%	(ヘ)	2	3.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	8	3.9%
<b>(3) インボイス制度</b>												
<b>【問42】 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)</b>												
課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」が制度化されました。これをどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の観点から必要な制度。	(イ)	22	18.8%	(イ)	11	20.0%	(イ)	13	40.6%	(イ)	46	22.5%
ロ) 軽減税率制度下では、事務手続きが大変でも必要な制度。	(ロ)	26	22.2%	(ロ)	16	29.1%	(ロ)	6	18.8%	(ロ)	48	23.5%
ハ) 免税事業者が取引から排除されないように手当てをする。	(ハ)	9	7.7%	(ハ)	7	12.7%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	23	11.3%
ニ) 小規模事業者には事務負担が大きいため、例外的に現行の帳簿保存制度を残す。	(ニ)	8	6.8%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	15	7.4%
ホ) 消費税率の引き上げは2年半延期されたことから、十分な準備期間があるため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。	(ホ)	5	4.3%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	1	3.1%	(ホ)	7	3.4%
ヘ) 事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要。	(ヘ)	53	45.3%	(ヘ)	27	49.1%	(ヘ)	12	37.5%	(ヘ)	92	45.1%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	5	4.3%	(ト)	4	7.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	9	4.4%
<b>(4) 消費税の転嫁</b>												
<b>【問43】 消費税の転嫁について</b>												
消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、転嫁の円滑化のためには、どのような対策が特に有効と考えますか。												
イ) 国民に対する広報の徹底	(イ)	20	17.1%	(イ)	13	23.6%	(イ)	8	25.0%	(イ)	41	20.1%
ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知	(ロ)	43	36.8%	(ロ)	22	40.0%	(ロ)	9	28.1%	(ロ)	74	36.3%
ハ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	3	2.6%	(ハ)	2	3.6%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	5	2.5%
ニ) 不公正な取引の検査、監視の強化	(ニ)	29	24.8%	(ニ)	13	23.6%	(ニ)	6	18.8%	(ニ)	48	23.5%



ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	9	7.7%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	15	7.4%
ヘ) 違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護	(ヘ)	4	3.4%	(ヘ)	1	1.8%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	6	2.9%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	1	0.9%	(ト)	0	0.0%	(ト)	2	6.3%	(ト)	3	1.5%
<b>5. 地方税</b>												
<b>(1) 地方税の在り方</b>												
<b>【問44】 地方税負担の在り方</b>												
地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。												
イ) 地方税の充実強化は税源移譲によって行う。	(イ)	68	58.1%	(イ)	32	58.2%	(イ)	16	50.0%	(イ)	116	56.9%
ロ) 地方税を増税する。	(ロ)	3	2.6%	(ロ)	3	5.5%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	10	4.9%
ハ) 地方税負担は増やすべきでなく、財政支出の削減で対応する。	(ハ)	30	25.6%	(ハ)	13	23.6%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	53	26.0%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	7	6.0%	(ニ)	1	1.8%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	9	4.4%
<b>【問45】 地方税と国税 (地方法人2税と地方消費税の税源交換)</b>												
地方自治体の安定的な財源の確保と、地域間の財政力の格差を是正する方法として、地方法人2税を国税に移管し、その見返りとして、地方消費税の拡充を行うべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか。												
イ) 賛成である。	(イ)	36	30.8%	(イ)	23	41.8%	(イ)	14	43.8%	(イ)	73	35.8%
ロ) 反対である。	(ロ)	10	8.5%	(ロ)	5	9.1%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	22	10.8%
ハ) どちらともいえない。	(ハ)	60	51.3%	(ハ)	23	41.8%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	93	45.6%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	4	3.4%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	6	2.9%
<b>【問46】 地方税のあり方</b>												
上記【問44、45】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する。	(イ)	35	29.9%	(イ)	20	36.4%	(イ)	10	31.3%	(イ)	65	31.9%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直す。	(ロ)	35	29.9%	(ロ)	17	30.9%	(ロ)	4	12.5%	(ロ)	56	27.5%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う。	(ハ)	81	69.2%	(ハ)	41	74.5%	(ハ)	23	71.9%	(ハ)	145	71.1%
ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直す。	(ニ)	2	1.7%	(ニ)	1	1.8%	(ニ)	2	6.3%	(ニ)	5	2.5%
ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直す。	(ホ)	21	17.9%	(ホ)	17	30.9%	(ホ)	3	9.4%	(ホ)	41	20.1%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	(ヘ)	4	3.4%	(ヘ)	2	3.6%	(ヘ)	1	3.1%	(ヘ)	7	3.4%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	1	0.9%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	3.1%	(ト)	2	1.0%
<b>(2) 個人住民税</b>												
<b>【問47】 個人住民税</b>												
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 応益原則の強化から、均等割(市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円)については、引き上げる。	(イ)	30	25.6%	(イ)	20	36.4%	(イ)	16	50.0%	(イ)	66	32.4%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行う。	(ロ)	15	12.8%	(ロ)	6	10.9%	(ロ)	10	31.3%	(ロ)	31	15.2%
ハ) 所得割の税率を引き上げる。	(ハ)	8	6.8%	(ハ)	2	3.6%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	10	4.9%

ニ) 現行制度を維持する。	(ニ) 27	23.1%	(ニ) 11	20.0%	(ニ) 3	9.4%	(ニ) 41	20.1%
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。	(ホ) 41	35.0%	(ホ) 26	47.3%	(ホ) 11	34.4%	(ホ) 78	38.2%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 1	0.9%	(ヘ) 2	3.6%	(ヘ) 1	3.1%	(ヘ) 4	2.0%
<b>(3) 法人住民税・事業税等</b>								
<b>【問48】 法人住民税・事業税</b>								
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)								
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる。	(イ) 85	72.6%	(イ) 39	70.9%	(イ) 18	56.3%	(イ) 142	69.6%
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改める。	(ロ) 22	18.8%	(ロ) 14	25.5%	(ロ) 5	15.6%	(ロ) 41	20.1%
ハ) 法人住民税にも、連結納税制度を導入する。	(ハ) 43	36.8%	(ハ) 25	45.5%	(ハ) 9	28.1%	(ハ) 77	37.7%
ニ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する。	(ニ) 73	62.4%	(ニ) 36	65.5%	(ニ) 10	31.3%	(ニ) 119	58.3%
ホ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。	(ホ) 15	12.8%	(ホ) 6	10.9%	(ホ) 5	15.6%	(ホ) 26	12.7%
ヘ) 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。	(ヘ) 5	4.3%	(ヘ) 3	5.5%	(ヘ) 5	15.6%	(ヘ) 13	6.4%
ト) 地方法人課税は法人に偏った負担となっているので、地方法人課税の抜本的な改革の中で行うべきであり、外形標準課税のみをその対象を拡大することには、慎重を要する。	(ト) 12	10.3%	(ト) 7	12.7%	(ト) 3	9.4%	(ト) 22	10.8%
チ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税(資本金1億円以下)の所得割は応益負担とは言えず見直す。	(チ) 9	7.7%	(チ) 7	12.7%	(チ) 1	3.1%	(チ) 17	8.3%
リ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり、見直す。	(リ) 15	12.8%	(リ) 15	27.3%	(リ) 2	6.3%	(リ) 32	15.7%
ヌ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヌ) 2	1.7%	(ヌ) 1	1.8%	(ヌ) 1	3.1%	(ヌ) 4	2.0%
<b>(4) 固定資産税</b>								
<b>【問49】 固定資産税</b>								
固定資産税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)								
イ) 償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止をする。	(イ) 79	67.5%	(イ) 39	70.9%	(イ) 20	62.5%	(イ) 138	67.6%
ロ) 償却資産に対する固定資産税については、中小企業向けの軽減措置が設けられたが、恒久化措置として法人全般に適用を拡大する。	(ロ) 13	11.1%	(ロ) 7	12.7%	(ロ) 3	9.4%	(ロ) 23	11.3%
ハ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認める。	(ハ) 46	39.3%	(ハ) 19	34.5%	(ハ) 9	28.1%	(ハ) 74	36.3%
ニ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる。	(ニ) 9	7.7%	(ニ) 7	12.7%	(ニ) 1	3.1%	(ニ) 17	8.3%
ホ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格(減価償却)基準による。	(ホ) 18	15.4%	(ホ) 11	20.0%	(ホ) 6	18.8%	(ホ) 35	17.2%

へ) その他 (具体的にご記入ください)	へ) 3 2.6%	へ) 2 3.6%	へ) 0 0.0%	へ) 5 2.5%
<b>6. その他の税制等</b>				
<b>(1) 環境関連税制</b>				
<b>【問50】 地球温暖化対策のための税</b>				
政府は、環境関連税制等のグリーン化は低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な政策であり、また、地球温暖化対策税を有効活用して、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を実施していくこととされています。地球温暖化対策税制をどのように考えますか。				
イ) 日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成している一方、エネルギー政策の見直しにより、化石燃料の使用が増加せざるを得ない状況において、地球温暖化対策税は、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、見直しが必要。	(イ) 25 21.4%	(イ) 17 30.9%	(イ) 4 12.5%	(イ) 46 22.5%
ロ) 環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要。	(ロ) 51 43.6%	(ロ) 22 40.0%	(ロ) 5 15.6%	(ロ) 78 38.2%
ハ) 地球温暖化防止は、全世界が取り組むべき課題であり、環境、省エネ技術を持つ日本はこのような税制のグリーン化を推進することにより持続可能な低炭素社会の実現を目指す。	(ハ) 31 26.5%	(ハ) 12 21.8%	(ハ) 17 53.1%	(ハ) 60 29.4%
ニ) 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は地球規模の課題であり、CO2排出抑制を図るため、CO2排出量に応じた税率を上乗せした地球温暖化対策税が必要。	(ニ) 1 0.9%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 9.4%	(ニ) 4 2.0%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 1 0.9%	(ホ) 1 1.8%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 2 1.0%
<b>【問51】 車体課税</b>				
車体課税については、税制改正の議論において、次の方向で抜本的改革を行い、具体的な結論を得ることとされています。				
(1) 自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時である平成31年10月に廃止し、自動車取得税及び軽自動車税において、環境性能割を平成31年10月から導入することとされています。(2) 自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直すこととされています。				
このような中、自動車重量税のあり方をどのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止をする。	(イ) 28 23.9%	(イ) 11 20.0%	(イ) 8 25.0%	(イ) 47 23.0%
ロ) 自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減。	(ロ) 49 41.9%	(ロ) 21 38.2%	(ロ) 13 40.6%	(ロ) 83 40.7%
ハ) 自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化する。	(ハ) 28 23.9%	(ハ) 18 32.7%	(ハ) 9 28.1%	(ハ) 55 27.0%
ニ) グリーン化機能の維持・強化を図る。	(ニ) 17 14.5%	(ニ) 11 20.0%	(ニ) 2 6.3%	(ニ) 30 14.7%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 2 3.6%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 4 2.0%

Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備

【問52】 税務に関するコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられています。一方で、行政当局においては、税務コーポレートガバナンス（以下：税務CG）の状況が良好と認められる大法人については、税務リスクの高い取引の自主開示を受けその適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務CGの維持・向上策に取り組んでおり、平成28年6月には事務実施要領が公表され、企業にとって重要な項目となっています。このような状況において、税務CGについてどのように考えますか。（複数回答可）

イ) 企業の自主的な取組みを尊重すべき。この取組みでは（指揮・監督等に対する）トップマネジメントの適切な関与が必要。

ロ) 企業の自主的な取組みを尊重すべき。本取組において、経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。

ハ) 当局における適切なアプローチを望む。特に、企業の取組みを尊重し、それに基づいて調査の必要度を決定すべき。

ニ) 当局における適切なハンドリングを希望。特に、有益な具体的取り組み事例等の情報を公表してほしい。

ホ) 当局からのアプローチを強化すべき。調査間隔の延長、調査期間の短縮など優良法人のメリットを拡充し、調査すべき対象ヘリソースを集中されることを望む。

ヘ) 本取組みを拡大し、中小企業にも広く普及・拡大すべき。

ト) その他（具体的にご記入ください）

(イ)	57	48.7%	(イ)	34	61.8%	(イ)	9	28.1%	(イ)	100	49.0%
(ロ)	51	43.6%	(ロ)	25	45.5%	(ロ)	17	53.1%	(ロ)	93	45.6%
(ハ)	42	35.9%	(ハ)	25	45.5%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	71	34.8%
(ニ)	27	23.1%	(ニ)	13	23.6%	(ニ)	5	15.6%	(ニ)	45	22.1%
(ホ)	31	26.5%	(ホ)	14	25.5%	(ホ)	8	25.0%	(ホ)	53	26.0%
(ヘ)	9	7.7%	(ヘ)	9	16.4%	(ヘ)	5	15.6%	(ヘ)	23	11.3%
(ト)	1	0.9%	(ト)	0	0.0%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	0.5%

【問53】 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制は、紛争が発生時の規模が大きく、かつ解決するまでに2年以上の長期間を要する事例が多いため、企業の負担が大きくなるという実態があります。このような税務リスクを軽減するとともに、税務調査等への負担軽減等を図るため、企業による自主的・予防的な対応が重要となりますが、移転価格税制における、税務コンプライアンスについてどのように考えますか。（複数回答可）

イ) 法人において、税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要。

ロ) 海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要。

ハ) 移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要。

ニ) 行政当局の、移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等の提供を期待。

(イ)	56	47.9%	(イ)	34	61.8%	(イ)	13	40.6%	(イ)	103	50.5%
(ロ)	53	45.3%	(ロ)	30	54.5%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	95	46.6%
(ハ)	34	29.1%	(ハ)	23	41.8%	(ハ)	10	31.3%	(ハ)	67	32.8%
(ニ)	30	25.6%	(ニ)	22	40.0%	(ニ)	8	25.0%	(ニ)	60	29.4%

ホ) 法人は、行政当局と移転価格税制に関して積極的にコミュニケーションをとる。	(ホ)	20	17.1%	(ホ)	12	21.8%	(ホ)	5	15.6%	(ホ)	37	18.1%
ヘ) 行政当局は、企業からの相談に対応した体制を整備する。	(ヘ)	47	40.2%	(ヘ)	27	49.1%	(ヘ)	11	34.4%	(ヘ)	85	41.7%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	4	3.4%	(ト)	2	3.6%	(ト)	0	0.0%	(ト)	6	2.9%
<b>【問54】 マイナンバー制度について</b>												
マイナンバー制度は平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が始まりました。平成30年には金融分野、医療分野にも利活用が拡大される予定です。番号制度は複数の機関に存在する個人情報を確認し、制度の効率性、透明性を高める社会的基盤です。同制度についてどのように考えますか。3つ以内でお選びください。												
イ) 社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことで、国民の利便性を構築していくことが望まれる。	(イ)	42	35.9%	(イ)	28	50.9%	(イ)	13	40.6%	(イ)	83	40.7%
ロ) 行政の効率と国民の制度利便性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用にアクセスしていくべき。	(ロ)	25	21.4%	(ロ)	13	23.6%	(ロ)	6	18.8%	(ロ)	44	21.6%
ハ) 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、制度運用に際しては官民ともに徹底した管理体制を望む。	(ハ)	63	53.8%	(ハ)	29	52.7%	(ハ)	13	40.6%	(ハ)	105	51.5%
ニ) 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が望まれる。	(ニ)	40	34.2%	(ニ)	19	34.5%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	66	32.4%
ホ) 同制度はまだ運用されたばかりであるため、現時点では今後どのような問題が生ずるのか判断できない。	(ホ)	19	16.2%	(ホ)	7	12.7%	(ホ)	4	12.5%	(ホ)	30	14.7%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	4	3.4%	(ヘ)	3	5.5%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	7	3.4%
<b>【問55】 納税者の知見・意識の向上</b>												
国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。(複数回答可)												
イ) 財政・租税に関する広報活動を持続的、かつ、幅広く実施(財務省HPや動画の活用も含めて)。	(イ)	37	31.6%	(イ)	31	56.4%	(イ)	8	25.0%	(イ)	76	37.3%
ロ) 学校教育の場において、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。	(ロ)	65	55.6%	(ロ)	33	60.0%	(ロ)	22	68.8%	(ロ)	120	58.8%
ハ) 国民の納税意識を高めるため、納税者にとってメリットのある仕組みを工夫する。	(ハ)	59	50.4%	(ハ)	24	43.6%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	90	44.1%
ニ) 国民が税に対して関心を高めるため、租税に関する罰則をきつくする。	(ニ)	5	4.3%	(ニ)	3	5.5%	(ニ)	1	3.1%	(ニ)	9	4.4%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	3	2.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	3	1.5%
<b>【問56】 税制上の一般的な問題認識</b>												
税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい。(複数回答可)												
イ) 国民に税金(含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない。	(イ)	46	39.3%	(イ)	27	49.1%	(イ)	15	46.9%	(イ)	88	43.1%
ロ) クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。	(ロ)	38	32.5%	(ロ)	22	40.0%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	67	32.8%
ハ) 租税負担の公平の確保のため、加算税や刑事罰等の罰則を強化が重要。	(ハ)	9	7.7%	(ハ)	4	7.3%	(ハ)	4	12.5%	(ハ)	17	8.3%
ニ) グローバル化が進展する中で国際課税分野	(ニ)	41	35.0%	(ニ)	25	45.5%	(ニ)	7	21.9%	(ニ)	73	35.8%

への理解が重要。												
ホ) 租税制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。	(ホ)	91	77.8%	(ホ)	40	72.7%	(ホ)	15	46.9%	(ホ)	146	71.6%
へ) その他 (具体的にご記入ください)	(へ)	0	0.0%	(へ)	0	0.0%	(へ)	2	6.3%	(へ)	2	1.0%
<b>【問57】 納税環境の整備</b>												
納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。(複数回答可)												
イ) 財源確保と公平性の担保、厳正な徴収事務の遂行のため、徴税組織を拡充。	(イ)	11	9.4%	(イ)	4	7.3%	(イ)	5	15.6%	(イ)	20	9.8%
ロ) 徴税効率を上げるための地方公共団体間での共同化や、国と地方の連携の強化。	(ロ)	43	36.8%	(ロ)	22	40.0%	(ロ)	15	46.9%	(ロ)	80	39.2%
ハ) 電子申告、電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みの推進。	(ハ)	60	51.3%	(ハ)	30	54.5%	(ハ)	14	43.8%	(ハ)	104	51.0%
ニ) 予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制の充実。	(ニ)	49	41.9%	(ニ)	29	52.7%	(ニ)	13	40.6%	(ニ)	91	44.6%
ホ) 地方税申告・納付の簡素化	(ホ)	63	53.8%	(ホ)	33	60.0%	(ホ)	10	31.3%	(ホ)	106	52.0%
へ) その他 (具体的にご記入ください)	(へ)	0	0.0%	(へ)	0	0.0%	(へ)	0	0.0%	(へ)	0	0.0%
<b>IV. 当協会へのご要望等</b>												
<b>【問58】</b>												
今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。(複数回答可)												
イ) 税制改正要望 (税制改正に関する租研意見を含む)	(イ)	51	43.6%	(イ)	23	41.8%	(イ)	11	34.4%	(イ)	85	41.7%
ロ) 税務行政への要望 (通達化、法令等の取り扱いの明確化など)	(ロ)	55	47.0%	(ロ)	30	54.5%	(ロ)	12	37.5%	(ロ)	97	47.5%
ハ) 外国税務当局との交流促進 (外国税務当局の講演、意見交換など)	(ハ)	18	15.4%	(ハ)	13	23.6%	(ハ)	5	15.6%	(ハ)	36	17.6%
ニ) 行政当局との意見交換	(ニ)	29	24.8%	(ニ)	21	38.2%	(ニ)	6	18.8%	(ニ)	56	27.5%
ホ) 研究会活動	(ホ)	9	7.7%	(ホ)	7	12.7%	(ホ)	7	21.9%	(ホ)	23	11.3%
へ) 会員懇談会	(へ)	30	25.6%	(へ)	16	29.1%	(へ)	13	40.6%	(へ)	59	28.9%
ト) 租税研究大会	(ト)	5	4.3%	(ト)	3	5.5%	(ト)	0	0.0%	(ト)	8	3.9%
チ) 基礎講座	(チ)	29	24.8%	(チ)	9	16.4%	(チ)	1	3.1%	(チ)	39	19.1%
リ) 出版 (租税研究、租研大会記録、OECDモデル租税条約等)	(リ)	8	6.8%	(リ)	5	9.1%	(リ)	6	18.8%	(リ)	19	9.3%
ヌ) 現状に満足している	(ヌ)	16	13.7%	(ヌ)	12	21.8%	(ヌ)	2	6.3%	(ヌ)	30	14.7%
ル) 特でない	(ル)	6	5.1%	(ル)	2	3.6%	(ル)	0	0.0%	(ル)	8	3.9%
ヲ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヲ)	1	0.9%	(ヲ)	2	3.6%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	3	1.5%
<b>【問59】</b>												
会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。(複数回答可)												
イ) 財政問題	(イ)	5	4.3%	(イ)	7	12.7%	(イ)	2	6.3%	(イ)	14	6.9%
ロ) 外国の税制、税務執行	(ロ)	31	26.5%	(ロ)	28	50.9%	(ロ)	7	21.9%	(ロ)	66	32.4%
ハ) 今後の税制改革	(ハ)	48	41.0%	(ハ)	22	40.0%	(ハ)	7	21.9%	(ハ)	77	37.7%
ニ) 本年度の税制改正	(ニ)	48	41.0%	(ニ)	29	52.7%	(ニ)	12	37.5%	(ニ)	89	43.6%
ホ) 税制の解釈、適用	(ホ)	59	50.4%	(ホ)	32	58.2%	(ホ)	15	46.9%	(ホ)	106	52.0%
へ) 税制の実務的な取扱い	(へ)	59	50.4%	(へ)	27	49.1%	(へ)	10	31.3%	(へ)	96	47.1%
ト) 税制に関する紛争、訴訟、判例	(ト)	32	27.4%	(ト)	19	34.5%	(ト)	10	31.3%	(ト)	61	29.9%
チ) 所得税制	(チ)	5	4.3%	(チ)	2	3.6%	(チ)	1	3.1%	(チ)	8	3.9%
リ) 相続税・贈与税	(リ)	4	3.4%	(リ)	2	3.6%	(リ)	2	6.3%	(リ)	8	3.9%
ヌ) 法人税制	(ヌ)	34	29.1%	(ヌ)	17	30.9%	(ヌ)	8	25.0%	(ヌ)	59	28.9%

ル) 消費税制	(ル) 18 15.4%	(ル) 11 20.0%	(ル) 3 9.4%	(ル) 32 15.7%
ヲ) 地方税制	(ヲ) 12 10.3%	(ヲ) 11 20.0%	(ヲ) 1 3.1%	(ヲ) 24 11.8%
ワ) 国際課税 (除くタックスヘイブン対策税制、 移転価格税制)	(ワ) 46 39.3%	(ワ) 33 60.0%	(ワ) 12 37.5%	(ワ) 91 44.6%
カ) タックスヘイブン対策税制	(カ) 40 34.2%	(カ) 27 49.1%	(カ) 7 21.9%	(カ) 74 36.3%
ヨ) 移転価格税制	(ヨ) 57 48.7%	(ヨ) 34 61.8%	(ヨ) 8 25.0%	(ヨ) 99 48.5%
タ) 経済問題	(タ) 3 2.6%	(タ) 1 1.8%	(タ) 0 0.0%	(タ) 4 2.0%
レ) 会社法関係	(レ) 4 3.4%	(レ) 1 1.8%	(レ) 5 15.6%	(レ) 10 4.9%
ソ) 企業会計関係	(ソ) 6 5.1%	(ソ) 2 3.6%	(ソ) 3 9.4%	(ソ) 11 5.4%
ツ) その他 (具体的にご記入ください)	(ツ) 2 1.7%	(ツ) 0 0.0%	(ツ) 0 0.0%	(ツ) 2 1.0%
<b>【問60】</b> その他、当協会へのご要望、または改善すべき 課題をご記入ください。				
<b>V. 回答者の業種・職業</b>				
<b>【問61】</b> ご回答された方は次のどれに該当しますか。				
<法人会員の方、租研役員の方>				
イ) メーカー関連	(イ) 48 41.0%	(イ) 21 38.2%	(イ) 0 0.0%	(イ) 69 33.8%
ロ) 金融関連	(ロ) 10 8.5%	(ロ) 6 10.9%	(ロ) 0 0.0%	(ロ) 16 7.8%
ハ) 流通関連	(ハ) 3 2.6%	(ハ) 2 3.6%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 5 2.5%
ニ) IT・情報通信関連	(ニ) 4 3.4%	(ニ) 4 7.3%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 8 3.9%
ホ) 運輸関連	(ホ) 7 6.0%	(ホ) 1 1.8%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 8 3.9%
ヘ) 建設・不動産・エネルギー関連	(ヘ) 21 17.9%	(ヘ) 9 16.4%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 30 14.7%
ト) マスコミ・教育関連	(ト) 4 3.4%	(ト) 0 0.0%	(ト) 0 0.0%	(ト) 4 2.0%
チ) レジャー関連	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%
リ) 公共団体、公益法人等	(リ) 4 3.4%	(リ) 5 9.1%	(リ) 0 0.0%	(リ) 9 4.4%
ス) その他	(ス) 13 11.1%	(ス) 4 7.3%	(ス) 0 0.0%	(ス) 17 8.3%
<個人会員の方>				
ル) 税理士・公認会計士	(ル) 0 0.0%	(ル) 1 1.8%	(ル) 22 68.8%	(ル) 23 11.3%
ヲ) 教員	(ヲ) 0 0.0%	(ヲ) 2 3.6%	(ヲ) 3 9.4%	(ヲ) 5 2.5%
ワ) 公務員	(ワ) 0 0.0%	(ワ) 0 0.0%	(ワ) 1 3.1%	(ワ) 1 0.5%
カ) その他	(カ) 0 0.0%	(カ) 0 0.0%	(カ) 4 12.5%	(カ) 4 2.0%